

2-1-5 災害への備え

本沿岸域は地盤も低く多くの人口・資産を抱えていて、災害が大規模になることが懸念される。現在、沿岸市町村においては様々な防災体制が構築されつつある。

1. 沿岸域の地盤高

本沿岸域は、主に河川から供給された土砂が堆積してできた三角州によって形成された低平な地域であり、全国的に見ても海拔ゼロメートル地帯（地盤の高さが朔望平均満潮位以下の地帯）が非常に多い地域である。

海拔ゼロメートル地帯は、三河湾・伊勢湾の湾奥部及び三重県の伊勢湾沿岸全域に渡って広く分布しており、さらに地盤沈下地帯と重なっていることから、高潮や洪水・内水氾濫や地震災害等の恐れをともなっている。

全国の主なゼロメートル地帯			
都道府県名	ゼロメートル地帯面積(km ²)	地盤沈下地帯面積(km ²)	備考
愛知	370	800	豊橋、岡崎及び濃尾平野
佐賀	207	320	
新潟	142	1,185	新潟及び高田平野並びに長岡、南魚沼、柏崎地域
東京	124	955	
三重	55	120	
大阪	55	635	
千葉	29	2,790	関東平野並びに九十九里平野
兵庫	16	100	
広島	9	35	
熊本	9	35	

資料：全国の地盤沈下地域の概況（元、12環境省水質保全局）



深い基礎を持つ水門と堤防の不等沈下
(三重県木曽岬町)

資料：東海三県地盤沈下調査会資料



堤防背後の住宅（三重県川越町）

2. 人口の集中

三河湾・伊勢湾沿岸域の市町村は、愛知県では県総人口の約50%、三重県では約58%の人口を抱えており、その数は増加傾向にある。このことから災害時には多くの住民が危険にさらされる可能性があり、住民の安全確保は重要課題といえる。

3. 埋立地の都市化

海岸保全施設前面の埋立地において、高度な産業基盤や都市施設の立地などによる土地利用の高度化は、沿岸への人口・資産の集中を招いている。

2-1-5 災害への備え

本沿岸域は地盤も低く多くの人口・資産を抱えていて、災害が大規模になることが懸念される。現在、沿岸市町村においては様々な防災体制が構築されつつある。

1. 沿岸域の地盤高

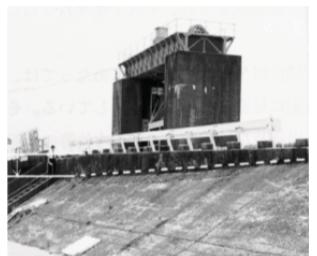
本沿岸域は、主に河川から供給された土砂が堆積してできた三角州によって形成された低平な地域であり、全国的に見てもゼロメートル地帯（地盤の高さが朔望平均満潮位以下の地帯）が非常に多い地域である。

ゼロメートル地帯は、三河湾・伊勢湾の湾奥部及び三重県の伊勢湾沿岸全域に渡って広く分布しており、さらに地盤沈下地帯と重なっていることから、高潮や洪水・内水氾濫や地震災害等の恐れをともなっている。

全国の主なゼロメートル地帯			
都道府県名	地盤沈下地帯面積(km ²)	ゼロメートル地帯面積(km ²)	備考
北海道	279		石狩平野
青森	7.7		八戸
宮城	305	1	気仙沼、古川、仙台平野
秋田	10		象潟・金浦
山形	70.2		山形盆地、米沢盆地
福島	25		原町
茨城	302.8		関東平野
群馬	463.7		関東平野
埼玉	1822		関東平野
千葉	3120	17	関東平野南部、九十九里平野
東京	955	124	関東平野南部
神奈川	541	1.4	関東平野南部、県央・湘南
新潟	1166.2		新潟平野、長岡、柏崎、南魚沼、高田平野
石川	180		七尾、金沢平野
福井	14		福井平野
山梨	80		甲府盆地
長野	20		諏訪盆地
岐阜	286	61	濃尾平野
愛知	800	363	濃尾平野、豊橋平野、岡崎平野
三重	120	55	濃尾平野
大阪	634	78.3	大阪平野
兵庫	61.4	16	大阪平野
鳥取	10		鳥取平野
広島	35	9	広島平野
徳島	16.6		徳島平野
高知	25	10	高知平野
佐賀	328.5		筑後・佐賀平野
長崎	15	6	島原半島基部

ゼロメートル地帯：朔望平均満潮位以下の地域

資料：全国の地盤沈下地域の概況（平成26.12環境省水・大気環境局）



深い基礎を持つ水門と堤防の不等沈下
(三重県木曽岬町)

資料：東海三県地盤沈下調査会資料



堤防背後の住宅（三重県川越町）

2. 人口の集中

三河湾・伊勢湾沿岸域の市町村は、愛知県では県総人口の約50%、三重県では約70%の人口を抱えており、その数は増加傾向にある。

このことから災害時には多くの住民が危険にさらされる可能性があり、住民の安全確保は重要課題といえる。

3. 埋立地の都市化

海岸保全施設前面の埋立地において、高度な産業基盤や都市施設の立地などによる土地利用の高度化は、沿岸への人口・資産の集中を招いている。

現行基本計画記載内容

4. 防災対策

沿岸市町では、津波・高潮・台風等の被害に備え、防災ネットワークの構築・啓発活動の実施等、様々な防災体制が整備されている。



愛知県被災者生活支援情報
ハンドブック（愛知県）



「地域防災塾」計画
(三重県)



三重県総合防災訓練の様子
資料：三重県 HP

防災ソフト対策地区一覧
○：実施、●：実施予定・計画あり
(※空欄は検討中)
資料：「2000 海岸ハンドブック」

	市町村名	避難地	避難路	防災拠点	ハザードマップ	防災訓練	避難訓練	既往浸水標高	安全情報伝達施設	防災地域づくり
愛知県	名古屋市									
	東浦町		○	○	●	○	○	○	○	○
	常滑市	○		○	○	○	○	○	○	○
	美浜市	○		○	○	○	○	○	○	○
	南知多町	○		○	○	●	●	○	○	●
	武豊町	●		●	●	●	●			
	半田市									
	東浦町									
	刈谷市									
	西尾市	○		○	○	○	○	○	○	
	一色町	○		○	○	○	○	○	○	
	吉良町	○		○	○	○	○	○	○	
	豊川市									
	碧南市	○	○	●	●	○	○	○	○	
	御津町	○		○	○	○	○	○	○	
	豊橋市	○		○	○	○	○	○	○	
	碧南町	○		○	○	○	○	○	○	
	高浜町	○		○	○	○	○	○	○	
	高浜町	○		○	○	○	○	○	○	
三重県	木曽岬町	○		○	○	○	○	○		
	度会町	○		○	○	○	○	○		
	桑名市	○		○	○	○	○	○		
	川越町	○		○	○	○	○	○		
	四日市市	○		○	○	○	○	○		
	鈴鹿市	○		○	○	○	○	○		
	新城市									
	河芸町	○		○	○	○	○	○		
	津市	○	○	○	○	○	○	○		
	舍良浦町	○		○	○	○	○	○		
	三雲町	○		○	○	○	○	○		
	松阪市	○		○	○	○	○	○		
	伊勢市	○		○	○	○	○	○		
	伊勢崎町	○		○	○	○	○	○		
	二見町	○		○	○	○	○	○		

4. 防災対策

沿岸市町では、津波・高潮・台風等の被害に備え、防災ネットワークの構築・啓発活動の実施等、様々な防災体制が整備されている。

平成 27 年 1 月時点、津波ハザードマップは多くの沿岸市町村で公表されている。一方、高潮ハザードマップは愛知県の弥富市のみである。

なお、愛知県では、津波防災地域づくり法に基づく「津波浸水想定」と、高潮対策に関する国の提言等を踏まえた「高潮浸水想定」を設定し、平成 26 年 11 月に公表を行った。今後はこれらに基づいたハザードマップの作成や、防災地域づくり等の防災対策の取り組みが必要となる。



「地域防災塾」計画
(三重県)



愛知県被災者生活支援情報
ハンドブック（愛知県）



三重県総合防災訓練の様子
資料：三重県 HP



愛知県被災者生活支援情報ハンドブック HP（愛知県）



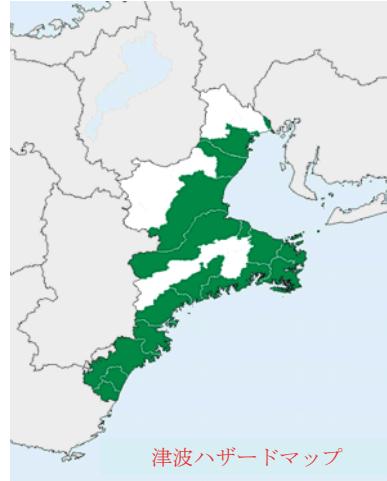
高潮ハザードマップ



津波ハザードマップ



高潮ハザードマップ



津波ハザードマップ

ハザードマップの公表状況（平成 27 年 1 月時点）
出典 国土地理院ホームページ

2-2 環境面から見た現況と課題

2-2-1 多様な自然環境

三河湾・伊勢湾沿岸の各地に広がる多様な自然環境は、多くの生物にとって貴重な生息環境となっている。しかしながら、これまでに行われてきた沿岸域での開発や、排水の流入等による水環境の悪化、利己的な海岸利用はこれらの環境に影響を与え、規模を減少させている。

1. 干潟

干潟は、オカミミガイ等の貝類・甲殻類等の底生生物や、シギ・チドリ類等の鳥類をはじめとした多様な生物の生息地となっているとともに、水質改善などの自然浄化機能を有する貴重な自然環境である。現在では、平成14年11月にラムサール条約の「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載された藤前干潟をはじめとする干潟が、矢作川、汐川、木曽三川・朝明川・田中川や、雲出川・櫛田川・宮川などの河口に残されるのみである。

県別干潟の現存面積・消滅面積

	現存干潟面積 (ha)	消滅干潟面積 (ha)	消滅比率 (%)
愛知県（伊勢湾）	534	0	0.0
〃（三河湾）	1,549	176	10.2
三重県（伊勢湾）	850	248	22.6
合 計	2,933	424	12.6

※ 現存干潟：平成元年度から2ヶ年にわたり実施された調査により確認された干潟

消滅干潟：昭和53年以降、埋立・浚渫・その他の改変により消滅した干潟

資料：環境省「第4回自然環境保全基礎調査」



汐川干潟
(ヤマトオサガニを捕まえた
ダイシャクシギ)

アマモ場
資料：三重県 HP

2-2 環境面から見た現況と課題

2-2-1 多様な自然環境

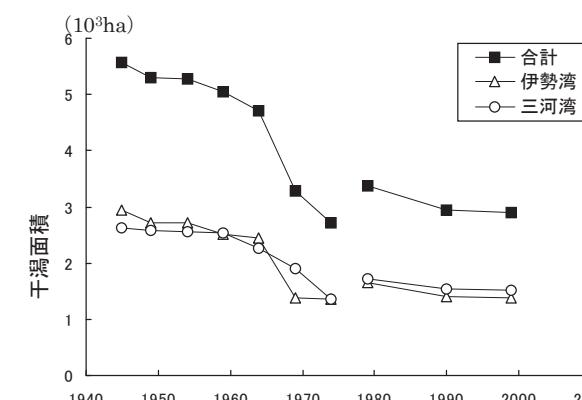
三河湾・伊勢湾沿岸の各地に広がる多様な自然環境は、多くの生物にとって貴重な生息環境となっている。しかしながら、これまでに行われてきた沿岸域での開発や、排水の流入等による水環境の悪化、利己的な海岸利用はこれらの環境に影響を与え、規模を減少させている。

1. 干潟

干潟は、オカミミガイ等の貝類・甲殻類等の底生生物や、シギ・チドリ類等の鳥類をはじめとした多様な生物の生息地となっているとともに、水質改善などの自然浄化機能を有する貴重な自然環境である。

伊勢湾での干潟の分布面積は1945年（昭和20年）頃には約5,600ha存在していたが、1970年（昭和45年）頃までの約25年間で急速に減少し、近年では1945年頃と比べ2分の1程度にまで減少している。

現在では、平成14年11月にラムサール条約の「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載された藤前干潟をはじめとする干潟が、矢作川、汐川、木曽三川・朝明川・田中川や、雲出川・櫛田川・宮川などの河口に残されるのみである。



○1978年より前の調査対象干潟 現存するか、あるいは1945年以後人為的に消滅したもので、面積が1ha以上の前浜干潟、河口干潟（河口区域を除く）、潟湖干潟

○1978年以後の調査対象干潟

*干潟分布調査（現存干潟）

1. 高潮線と低潮線に挟まれた干出域の最大幅が100m以上であること。

2. 大潮時の連続した干出域の面積が1ha以上であること。

3. 移動しやすい底質（砂、礫、砂泥、泥）であること。

*干潟改変状況調査（消滅干潟）

1978年以降、埋立、浚渫その他の改変により消滅した干潟で、次の全ての要件に合致するもの。

1. 1978年において存在した干潟であること。なお、前回調査に記載されている干潟であっても、上記の定義に該当しないものは存在したものとはみなさない。

2. 消滅面積が1ha以上であること。埋立等の事業区域が1ha以上あっても、干潟そのものの改変が1haに満たないものは消滅域には含めない。

出典) 環境省：自然環境保全基礎調査 第2回、4回、5回調査結果。のデータを基に作成

注) ただし、1978年以前と1990年以後の調査方法は異なるため、単純に比較できない。また、1978年のデータは、1990年調査時に見直されたものである。

図の出典：伊勢湾再生行動計画（第1回見直し版） 平成25年3月 伊勢湾再生推進会議
干潟分布面積の経年変化



汐川干潟
(ヤマトオサガニを捕まえた
ダイシャクシギ)

現行基本計画記載内容

2. 藻場

藻場は構成している海藻・海草が、貝類や魚類により摂餌され、また魚類の産卵場や稚仔の育成場ともなっている。さらに、水質浄化機能を有するという面でも貴重な自然環境である。

三河湾では、湾の北部の一色干潟地先と南部の福江湾内の干潟前面などにアマモ場が分布している。また湾内にはアマモ場を対象とした藻場保護水面が設定されており、北部海域は幡豆郡幡豆町、南部海域は渥美郡田原町地先である。知多半島の南端部の岩礁地帯、島しょ及び湾口部の岩礁地帯には、ガラモ場が分布している。特に知多半島南端部はアラメ、カジメ、ワカメの混成が見られる。

伊勢湾では、常滑市から美浜町にかけて広範囲に渡り、アマモ場の分布域がある。津市から松阪市沖の砂質底にはアマモ場が、伊勢市沖の礫質底にはワカメ場が分布している。しかし、干潟と同様にその規模は年々減少してきている。

県別藻場の現存面積・消滅面積

	現存藻場面積 (ha)	消滅藻場面積(ha)
愛知県（伊勢湾）	217	23
〃（三河湾）	638	169
三重県（伊勢湾）	635	17

アマモ場
資料：三重県 HP

※ 現存藻場：平成元年度から 2 ヶ年にわたり実施された調査により確認された藻場

消滅藻場：昭和 53 年以降、埋立・浚渫・その他の改変により消滅した藻場

資料：環境省「第 4 回自然環境保全基礎調査」

変更記載内容（案）

2. 藻場

藻場は構成している海藻・海草が、貝類や魚類により摂餌され、また魚類の産卵場や稚仔の育成場ともなっている。さらに、水質浄化機能を有するという面でも貴重な自然環境である。

三河湾では、湾の北部の一色干潟地先と南部の福江湾内の干潟前面などにアマモ場が分布している。また湾内にはアマモ場を対象とした藻場保護水面が設定されており、北部海域は幡豆郡幡豆町、南部海域は渥美郡田原町地先である。知多半島の南端部の岩礁地帯、島しょ及び湾口部の岩礁地帯には、ガラモ場が分布している。特に知多半島南端部はアラメ、カジメ、ワカメの混成が見られる。

伊勢湾では、常滑市から美浜町にかけて広範囲に渡り、アマモ場の分布域がある。津市から松阪市沖の砂質底にはアマモ場が、伊勢市沖の礫質底にはワカメ場が分布している。しかし、干潟と同様にその規模は年々減少してきている。

県別藻場の現存面積・消滅面積

	現存藻場面積 (ha)	消滅藻場面積(ha)
愛知県（伊勢湾）	217	23
〃（三河湾）	638	169
三重県（伊勢湾）	635	17

アマモ場
資料：三重県 HP

※ 現存藻場：平成元年度から 2 ヶ年にわたり実施された調査により確認された藻場

消滅藻場：昭和 53 年以降、埋立・浚渫・その他の改変により消滅した藻場

資料：環境省「第 4 回自然環境保全基礎調査」

現行基本計画記載内容

3. 砂浜

知多南部、豊橋南部や渥美の海浜部においては、ハイネズやアシタバが分布しており、蒲郡御津や幡豆知多南部においてはキノクニスゲなどが分布している。またマルバアカザは東海～知多南部、豊橋南部から渥美にかけて広範囲にわたって分布している。伊勢湾・三河湾沿岸域では、知多南部、渥美において比較的多様な海浜植物が分布している。

資料：レッドデータブックあいち 植物編 2001

三重県の砂浜は、ハマヒルガオ・ハマエンドウ・ハマボウフウなどの海浜植生や、そこに生息するハマベゾウムシ・オオヒヨウタンゴミムシなどの昆虫類や、シロチドリやコアジサシなどの鳥類、砂浜で産卵するアカウミガメなどにとって重要な生息環境となっている。

さらに、水質保全の面でも、砂浜が沖に向かっている環境では干潟と同様に水質の浄化能力も有している。

また、海水浴等のレクリエーションの場としての機能や、白砂青松という言葉で称されるような海岸景観の要素という面も上げることができる。

しかし、これまでの干拓や埋立といった海岸線の改変で砂浜地形は減少し、海浜利用のマナーの悪化などによる動物の生育環境の悪化といった問題も起こっている。

愛知県知多半島や三重県の各地の砂浜は、昔からアカウミガメの産卵地である。近年は各地でボランティアによる産卵地の保護・調査活動が進められるようになり、産卵の実態が確認されてきている。



常滑の多屋海岸で確認されたウミガメの記事

資料：2002年9月8日 中日新聞

アカウミガメ
資料：三重大学「かめっぷり」

4. ヨシ群落

沿岸域の各河川には、ヨシ群落が広がっていて、魚介類や昆虫類、鳥類などの貴重な生息の場となっている。



がら崎の景観（三重県松阪市）

5. 堤防背後の湿地帯

堤防背後には、広範囲にわたり湿地が形成されていたり、かつての養魚池等が点在している。これらは、多種多様な動植物の生育・生息の場となっており、また、中には塩性湿地も見られ、その特異性から貴重な環境となっている。

変更記載内容（案）

3. 砂浜

愛知県は、海岸部も全体的に開発が進み、本来の自然が残っている場所は少ない。しかし、三河湾の一部の小島には照葉樹の自然林が残り、タチバナ、キノクニスゲが分布域の東限となって生育している。伊良湖岬や知多半島の崖地に近い所では、それぞれカンコノキ、ビヤクシンが生育しており、太平洋側のほぼ西限となるハイネズは、砂浜を広く覆っている。伊良湖岬の砂浜では、タチスズシロソウ、ハマオモトが絶滅してしまった。ハギクソウがその後を追いかねない状況にある。塩湿地は、伊勢湾側には残っておらず、三河湾に注ぐ河口部に僅かに残されているのみで、ヒロハマツナ、フクド、イソホウキギ、ハマサジ、ハマボウ、シバナなどが生育している。

資料：レッドデータブックあいち 植物編 2009



シロチドリ（希少種）
資料：「三重県 HP」



ハマボウ（三重県明和町）

三重県の砂浜は、ハマヒルガオ・ハマエンドウ・ハマボウフウなどの海浜植生や、そこに生息するハマベゾウムシ・オオヒヨウタンゴミムシなどの昆虫類や、シロチドリやコアジサシなどの鳥類、砂浜で産卵するアカウミガメなどにとって重要な生息環境となっている。

さらに、水質保全の面でも、砂浜が沖に向かっている環境では干潟と同様に水質の浄化能力も有している。

また、海水浴等のレクリエーションの場としての機能や、白砂青松という言葉で称されるような海岸景観の要素という面も上げができる。

しかし、これまでの干拓や埋立といった海岸線の改変で砂浜地形は減少し、海浜利用のマナーの悪化などによる動物の生育環境の悪化といった問題も起こっている。

愛知県知多半島や三重県の各地の砂浜は、昔からアカウミガメの産卵地である。近年は各地でボランティアによる産卵地の保護・調査活動が進められるようになり、産卵の実態が確認されている。



砂浜の様子（三重県明和町）



シロチドリ（希少種）

資料：「三重県 HP」



ハマボウ（三重県明和町）



ウミガメボランティアの活動（南知多町篠島）
資料：2012年8月16日 中日新聞



アカウミガメ
資料：東愛知新聞 HP

ヒガタアシの生息状況
(豊橋市梅田川河口)



がら崎の景観（三重県松阪市）

4. ヨシ群落

沿岸域の各河川には、ヨシ群落が広がっていて、魚介類や昆虫類、鳥類などの貴重な生息の場となっている。一方で、ヒガタアシなどの外来生物の繁殖により、在来の水辺の生物を駆逐するなど、周辺環境に影響が懸念される事例も見られている。

5. 堤防背後の湿地帯

堤防背後には、広範囲にわたり湿地が形成されていたり、かつての養魚池等が点在している。これらは、多種多様な動植物の生育・生息の場となっており、また、中には塩性湿地も見られ、その特異性から貴重な環境となっている。

2-2-2 特色のある海岸景観

三河湾・伊勢湾沿岸は、伊勢志摩国立公園や三河湾国定公園等の自然公園、海岸から眺望、「白砂青松」の言葉に象徴される優れた海岸景観を有する風光明媚な地域である。

1. 海岸の景観

三河湾における景観については、衣浦港などの一部を除き、湾の形状から水際線からは知多半島や渥美半島、篠島や日間賀島、佐久島を遠景に望む景観が多く三河湾国定公園が広域に渡り指定されている。また三河港港湾区域内に存在する竹島は、島全体が国指定の天然記念物となっている。

海岸線における景観について、三河湾沿岸の中央部である吉良町・幡豆町付近及び渥美半島については、背後に山林が位置していることもあり、一般的に自然度の高い景観となっている。



島全体が国指定天然記念物に指定されている竹島（愛知県蒲郡市）



伊良湖岬灯台（愛知県渥美町）



前島と沖ノ島（愛知県幡豆町）



伊良湖港海岸（愛知県渥美町）

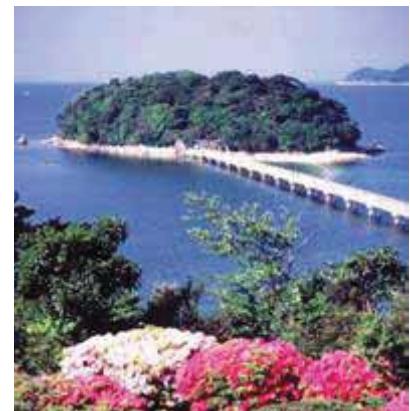
2-2-2 特色のある海岸景観

三河湾・伊勢湾沿岸は、伊勢志摩国立公園や三河湾国定公園等の自然公園、海岸から眺望、「白砂青松」の言葉に象徴される優れた海岸景観を有する風光明媚な地域がある。

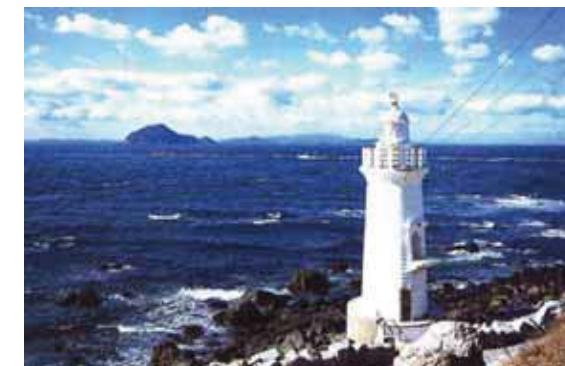
1. 海岸の景観

三河湾における景観については、衣浦港などの一部を除き、湾の形状から水際線からは知多半島や渥美半島、篠島や日間賀島、佐久島を遠景に望む景観が多く三河湾国定公園が広域に渡り指定されている。また三河港港湾区域内に存在する竹島は、島全体が国指定の天然記念物となっている。

海岸線における景観について、三河湾沿岸の中央部である西尾市付近及び渥美半島については、背後に山林が位置していることもあり、一般的に自然度の高い景観となっている。



島全体が国指定天然記念物に指定されている竹島（愛知県蒲郡市）
写真：蒲郡市ホームページ



伊良湖岬灯台（愛知県田原市）



前島と沖ノ島（愛知県西尾市）



伊良湖港海岸（愛知県田原市）

現行基本計画記載内容

変更記載内容（案）

伊勢湾沿岸には、「白砂青松 100 選」に数えられる「鼓ヶ浦」や、「なぎさ 100 選」に数えられる国内有数の景勝地である「二見浦」、「内海港海岸」をはじめとして、各地に自然的な景観が形成されている。



二見浦（三重県二見町）



鼓ヶ浦（三重県鈴鹿市）



内海港海岸(愛知県南知多町)

堤防背後に形成されている湿地帯も、湿地そのものだけでなく、海と一体となって独特の景観を醸し出している。



干潟（朝明川河口）



堤防背後の湿地（三重県明和町）



神前岬（三重県二見町）



干拓地（三重県木曽岬町）

愛知県弥富市

伊勢湾沿岸には、「日本の白砂青松 100 選」に数えられる「鼓ヶ浦」や、「なぎさ 100 選」に数えられる国内有数の景勝地である「二見浦」、「千鳥ヶ浜」をはじめとして、各地に自然的な景観が形成されている。



二見浦（三重県伊勢市二見町）



鼓ヶ浦（三重県鈴鹿市）



千鳥ヶ浜(愛知県南知多町)

堤防背後に形成されている湿地帯も、湿地そのものだけでなく、海と一体となって独特の景観を醸し出している。



干潟（朝明川河口）



堤防背後の湿地（三重県明和町）



神前岬（三重県二見町）



干拓地（三重県木曽岬町、愛知県弥富市）

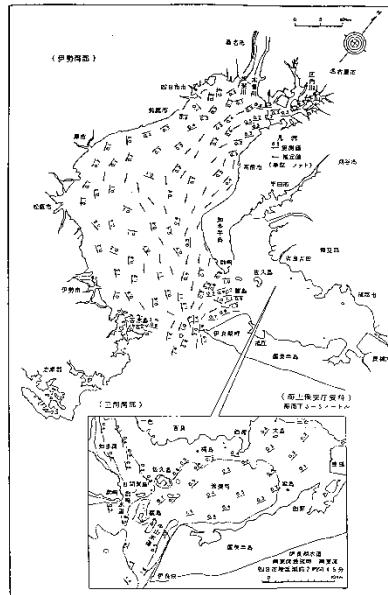
現行基本計画記載内容

2-2-3 湾内の水質の汚濁

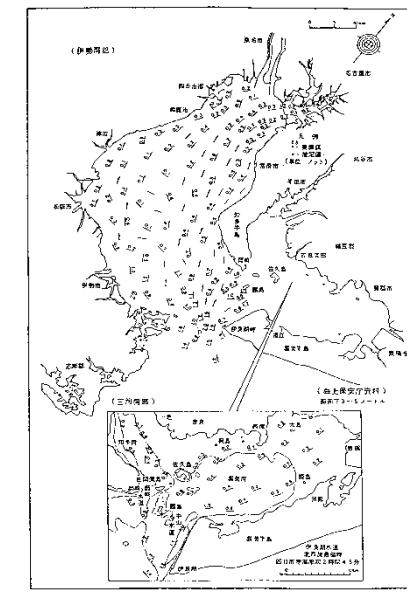
閉鎖性水域である三河湾・伊勢湾は、汚染に対して脆弱な存在であり、赤潮・青潮（苦潮）等の被害が発生している。湾内の水質の汚濁は流入する河川流域及び沿岸域における生活・産業活動によるものが大きく、それによる負荷の低減が必要とされている。

1. 三河湾・伊勢湾の海象

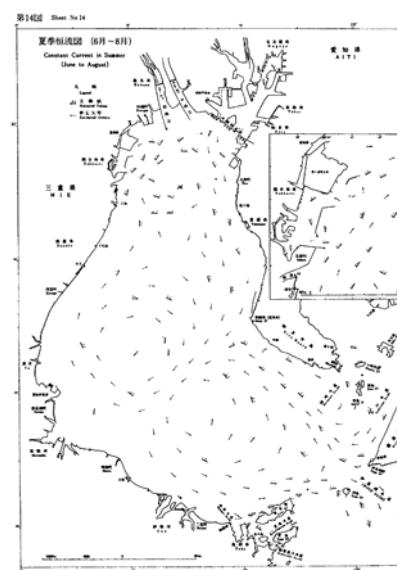
伊勢湾及び三河湾西部の潮流は、ほぼ地形に沿って流れる。上げ潮流は湾内の潮汐がほぼ低潮時から高潮時にかけて湾奥へ向かい、下げ潮流は、高潮時から低潮時にかけて湾口に向かって流れる。外海から湾内に向かう潮流は伊良湖水道で、神島寄りを通過する流れは伊勢湾へ向かい、伊良湖岬寄りを通過する流れは三河湾へ向かって流入する。流速は、伊良湖岬寄りから中山水道を通じて三河湾へ向かう流れが強く、神島寄りから知多半島西岸沿いを通じて伊勢湾奥へ向かう流れは弱い。



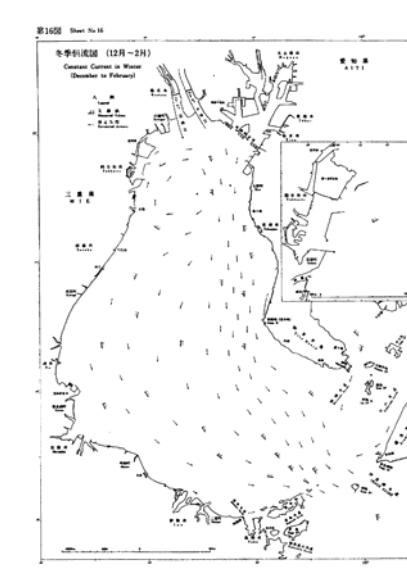
潮流図（伊良湖水道南東流最強時）



潮流図（伊良湖水道北西流最強時）



夏季恒流図



冬季恒流図

資料：伊勢湾潮流図（平成 7 年 海上保安庁）

変更記載内容（案）

2-2-3 湾内の水質の汚濁

閉鎖性水域である三河湾・伊勢湾は、汚染に対して脆弱な存在であり、赤潮・青潮（苦潮）等の被害が発生している。湾内の水質の汚濁は流入する河川流域及び沿岸域における生活・産業活動によるものが大きく、それによる負荷の低減が必要とされている。

1. 三河湾・伊勢湾の海象

伊勢湾及び三河湾西部の潮流は、ほぼ地形に沿って流れる。上げ潮流は湾内の潮汐がほぼ低潮時から高潮時にかけて湾奥へ向かい、下げ潮流は、高潮時から低潮時にかけて湾口に向かって流れる。外海から湾内に向かう潮流は伊良湖水道で、神島寄りを通過する流れは伊勢湾へ向かい、伊良湖岬寄りを通過する流れは三河湾へ向かって流入する。流速は、伊良湖岬寄りから中山水道を通じて三河湾へ向かう流れが強く、神島寄りから知多半島西岸沿いを通じて伊勢湾奥へ向かう流れは弱い。

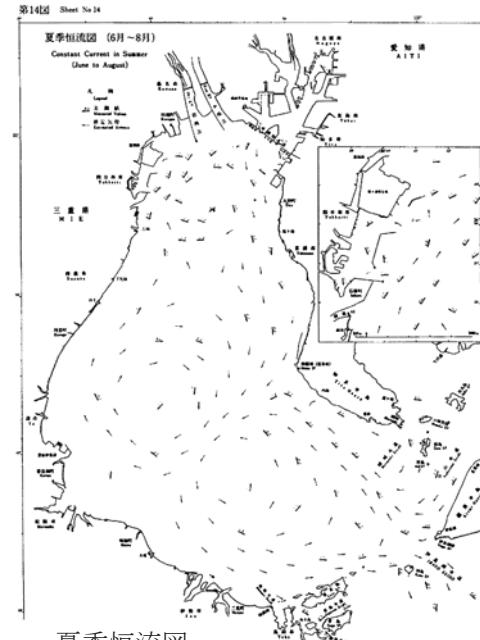


潮流図（伊良湖水道南東流最強時）

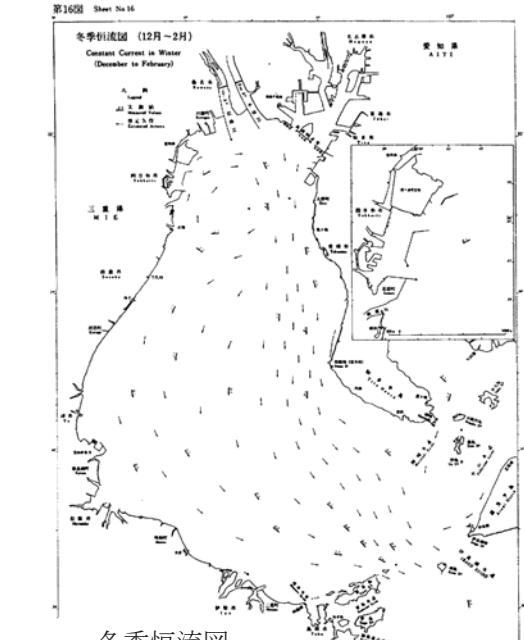


潮流図（伊良湖水道北西流最強時）

資料：伊勢湾潮流図（平成 16 年 海上保安庁）



夏季恒流図

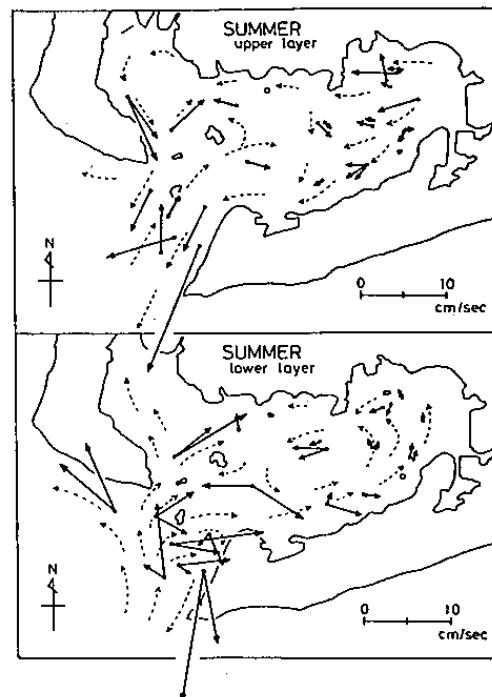


冬季恒流図

資料：伊勢湾潮流図（平成 7 年 海上保安庁）

現行基本計画記載内容

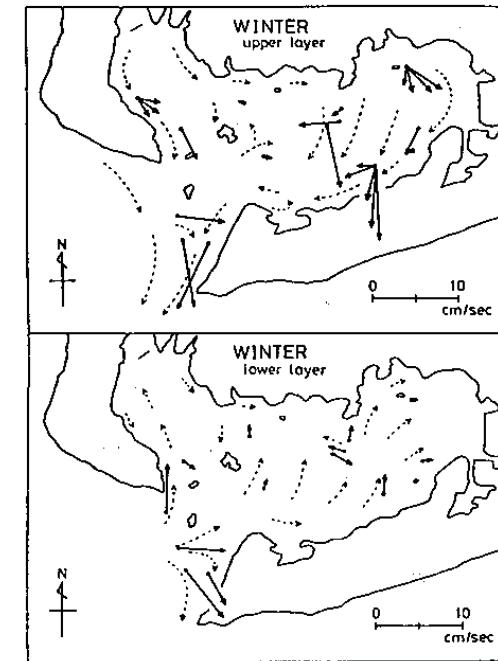
三河湾では夏季には、渥美湾奥の上層には西流が多い。渥美半島沿いでは上層で流出、下層は流入となり、東西方向の鉛直循環が発達している。この下層の流れは、渥美湾内で反時計回りの還流を形成している。一方冬季においては、渥美湾の上層は南下流、下層は北上流となり、鉛直循環が南北に発達している。渥美半島沿いには上層には流出が見られる。知多湾での上層は流出、下層は流入である。



三河湾の恒流分布（夏季）

〔上段：上層、下段：下層〕

資料：日本全国沿岸海洋誌 日本海洋学会 沿岸海洋研究部会

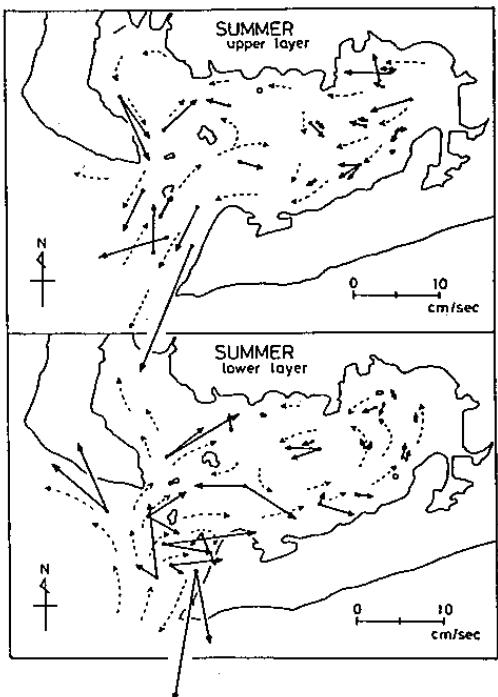


三河湾の恒流分布（冬季）

〔上段：上層、下段：下層〕

変更記載内容（案）

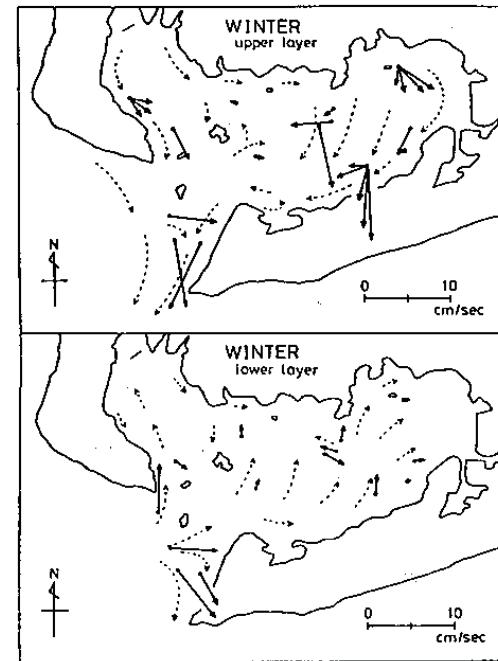
三河湾では夏季には、渥美湾奥の上層には西流が多い。渥美半島沿いでは上層で流出、下層は流入となり、東西方向の鉛直循環が発達している。この下層の流れは、渥美湾内で反時計回りの還流を形成している。一方冬季においては、渥美湾の上層は南下流、下層は北上流となり、鉛直循環が南北に発達している。渥美半島沿いには上層には流出が見られる。知多湾での上層は流出、下層は流入である。



三河湾の恒流分布（夏季）

〔上段：上層、下段：下層〕

資料：日本全国沿岸海洋誌 日本海洋学会 沿岸海洋研究部会



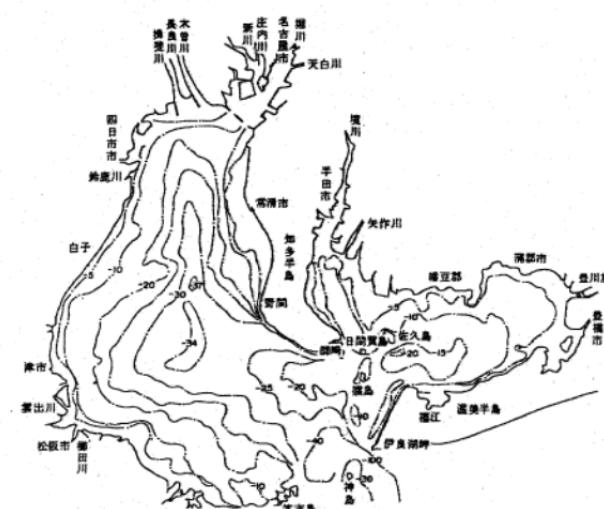
三河湾の恒流分布（冬季）

〔上段：上層、下段：下層〕

資料：日本全国沿岸海洋誌 日本海洋学会 沿岸海洋研究部会

伊勢湾は、湾口部に大小の島々が存在し、かつ湾内の海底地形が中央域で盆状であることから、外海水の水交換が悪く、汚染物質が蓄積しやすい閉鎖性水域である。

三河湾は、湾をふさぐように突き出した知多半島と渥美半島により湾口が狭くなってしまっており、また、湾内は平均水深約9mと浅いことから、外海水との海水交換が行われにくい地形となっている。



伊勢湾の海岸地形

資料：「伊勢湾データ集」(伊勢湾総合対策協議会)
（※国土交通省資料より作成）

海水交換日数

	伊勢湾中央	伊勢湾口部	三河湾奥部	衣浦湾奥部	三河湾口部
模型実験結果	200～300日	40～70日	300日	170日	250日前後

(国土交通省中部地方整備局)

伊勢湾は、湾口部に大小の島々が存在し、かつ湾内の海底地形が中央域で盆状であることから、外海水の水交換が悪く、汚染物質が蓄積しやすい閉鎖性水域である。

三河湾は、湾をふさぐように突き出した知多半島と渥美半島により湾口が狭くなってしまっており、また、湾内は平均水深約9mと浅いことから、外海水との海水交換が行われにくい地形となっている。



伊勢湾の海岸地形

資料：「伊勢湾データ集」(伊勢湾総合対策協議会)
（※国土交通省資料より作成）

海水交換日数

	伊勢湾中央	伊勢湾口部	三河湾奥部	衣浦湾奥部	三河湾口部
模型実験結果	200～300日	40～70日	300日	170日	250日前後

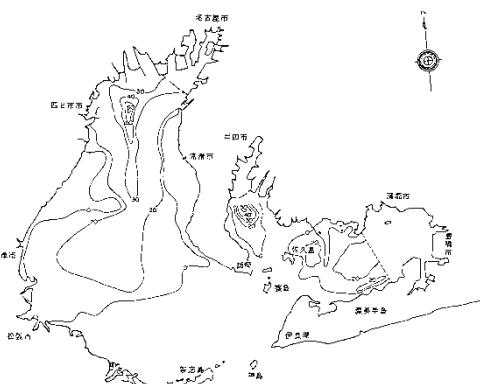
(国土交通省中部地方整備局)

現行基本計画記載内容

2. 水質の現状

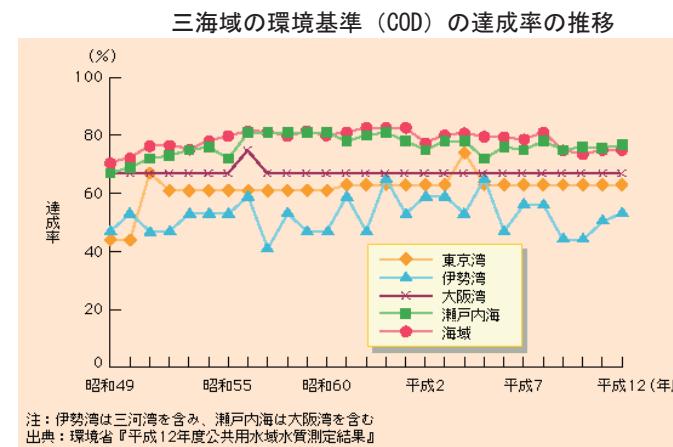
三河湾・伊勢湾は、豊かな栄養塩類と発達した干潟や藻場の存在によって、豊富な動植物が生息し、昔から魚介類の宝庫、優れた漁場として利用されてきた。しかし昭和30年代以降の高度成長期の臨海部の開発に伴う浅海の埋め立てにより多くの干潟や浅場が失われ、さらに工場排水、汚濁物質を含んだ河川水の流入等による水質の汚濁の影響を受けてきている。

閉鎖性海域である三河湾・伊勢湾では、このような状況を受け、昭和54年以来5次にわたるCODの総量規制が講じられ、COD発生負荷量は如実に削減されてきたものの、環境基準(COD)の達成率は、同じ閉鎖性海域である東京湾、瀬戸内海に比べて低い状況で推移している。



ヘドロ分布図（単位 cm）

出典：S 54 年度 運輸省第五港湾建設局

注：伊勢湾は三河湾を含み、瀬戸内海は大阪湾を含む
出典：環境省『平成12年度公共用水域水質測定結果』

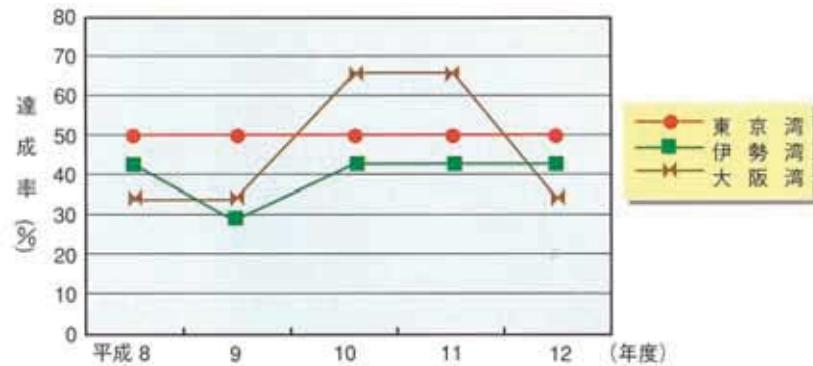
昭和54年度に実施した運輸省第五港湾建設局の調査結果によると、ヘドロは伊勢湾奥部と三河湾に厚い堆積が見られ、50cmを超える所も見られる。

資料：環境省HP

三河湾・伊勢湾は中央域が盆状の湾で、湾口部が狭く、外海水の交換が悪い代表的な閉鎖性水域である。伊勢湾には木曾三川の他、庄内川、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川といった一級河川が流入して三河湾と共に集水域を形成している。これにより伊勢湾流域の産業・生活活動によって排出された汚濁物質は、河川水を介して伊勢湾内に蓄積されることとなる。

三河湾・伊勢湾流域・海域におけるCODに関する環境基準(生活項目)の達成率は十分でない。こうした汚染は産業・生活排水や農地からの負荷の蓄積が原因であり、貧酸素水塊の形成、富栄養化等の問題を引き起こしている。

三海域の環境基準（全窒素・全りん）の達成率の推移



注) 達成率は、全窒素及び全りんともに環境基準を達成している水域の割合
伊勢湾は、三河湾を含む
資料：環境省「公共用水域水質測定結果」により作成

また、全窒素・全りんの達成率は平成10年度から平成12年度は、42.9%で推移している。

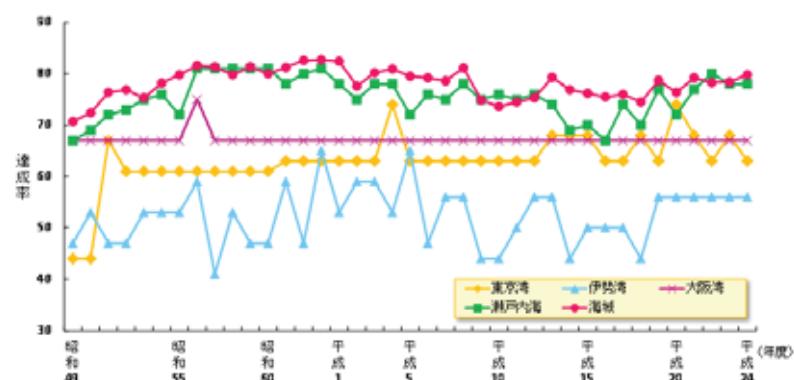
変更記載内容（案）

2. 水質の現状

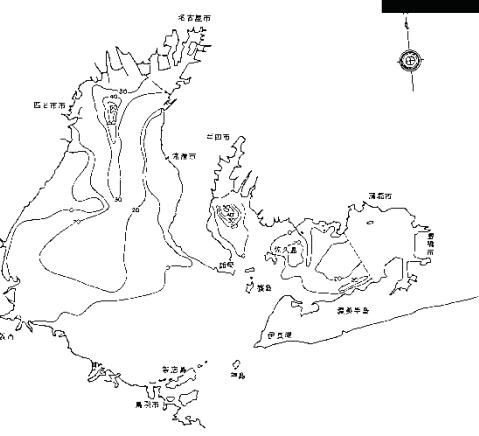
三河湾・伊勢湾は、豊かな栄養塩類と発達した干潟や藻場の存在によって、豊富な動植物が生息し、昔から魚介類の宝庫、優れた漁場として利用されてきた。しかし昭和30年代以降の高度成長期の臨海部の開発に伴う浅海の埋め立てにより多くの干潟や浅場が失われ、さらに工場排水、汚濁物質を含んだ河川水の流入等による水質の汚濁の影響を受けてきている。

閉鎖性海域である三河湾・伊勢湾では、このような状況を受け、昭和54年以来6次にわたるCODの総量規制が講じられ、COD発生負荷量は如実に削減されてきたものの、環境基準(COD)の達成率は、同じ閉鎖性海域である東京湾、瀬戸内海に比べて低い状況で推移している。

環境基準（COD）の達成率の推移の比較



資料：平成24年度 公共用水域水質測定結果

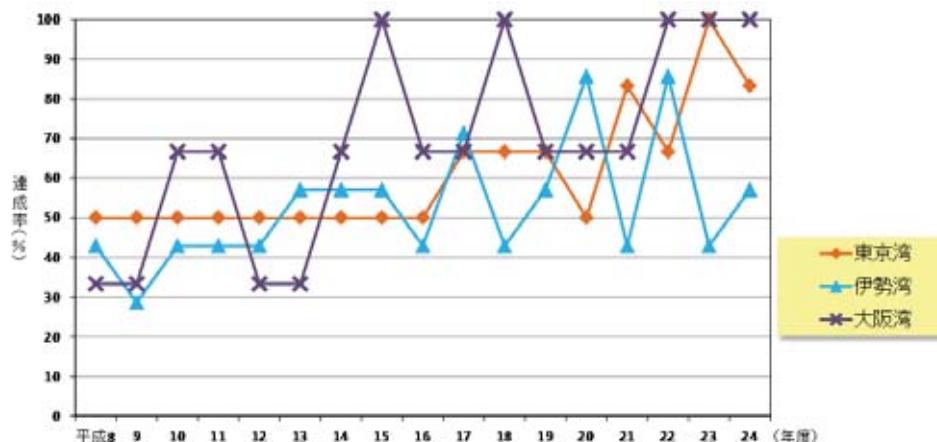


ヘドロ分布図（単位 cm）

出典：S 54 年度 運輸省第五港湾建設局

昭和54年度に実施した運輸省第五港湾建設局の調査結果によると、ヘドロは伊勢湾奥部と三河湾に厚い堆積が見られ、50cmを超える所も見られる。

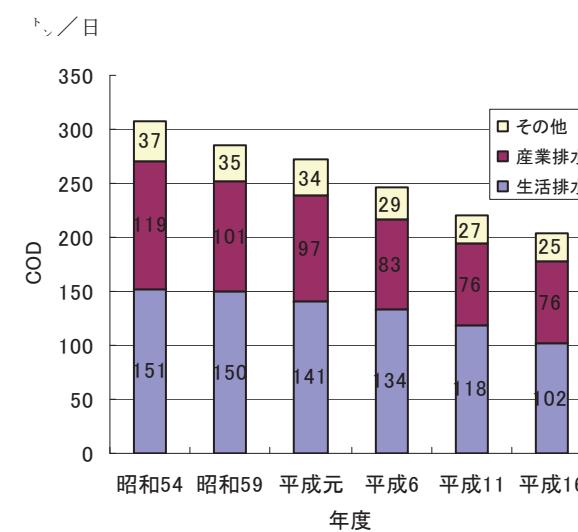
三海域の環境基準（全窒素・全りん）の達成率の推移



注) 達成率は、全窒素及び全りんともに環境基準を達成している水域の割合
伊勢湾は、三河湾を含む
資料：環境省『平成24年度公共用水域水質測定結果』により作成

現行基本計画記載内容

3. 海域環境への負荷



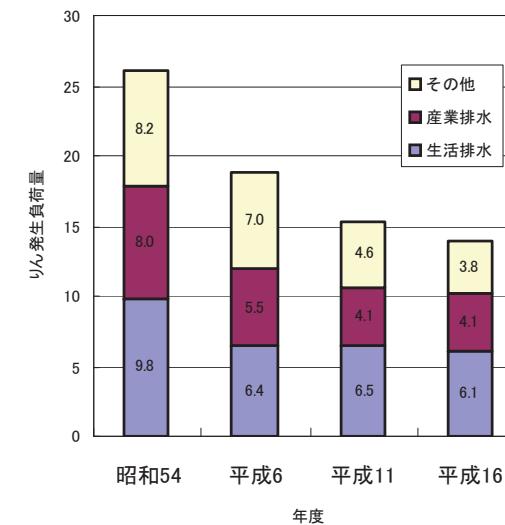
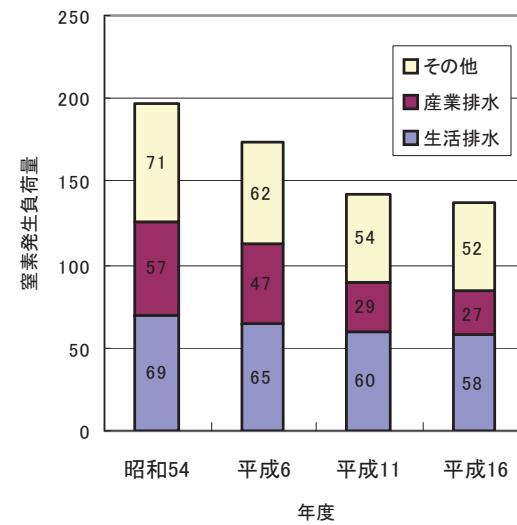
COD の発生源別発生負荷量の推移をみると、三河湾・伊勢湾ではいずれの発生源とも削減が進んでいる。しかし、発生源別では産業排水の削減率 36.1%（昭和 54 年度～平成 11 年度の実績値）と比べて、生活排水の削減率は 21.9% と低い状況である。

三河湾・伊勢湾における発生源別負荷量（COD）の推移

注) 昭和 54、59、平成元年、6、11 年度は実績値。16 年度は目標値。平成 6 年度については、渴水の影響を受けている。

資料：「環境白書（平成 13 年）」（環境省）
「伊勢湾データ集」（伊勢湾総合対策協議会）
「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）」

窒素・燐の発生負荷量については、窒素 27.4%、りん 41.5%（昭和 54 年度～平成 11 年度の実績値）の削減率であり、両者共に削減が進んでいる。



三河湾・伊勢湾における発生源別負荷量（窒素・りん）の推移

注) 昭和 54、59、平成元年、6、11 年度は実績値。16 年度は目標値。

資料：「環境白書（平成 13 年）」（環境省）
「伊勢湾データ集」（伊勢湾総合対策協議会）
「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）」

変更記載内容（案）

3. 海域環境への負荷

COD の発生源別発生負荷量の推移をみると、三河湾・伊勢湾ではいずれの発生源とも削減が進んでおり、平成 21 年時点で昭和 54 年に対し 46% となっている。

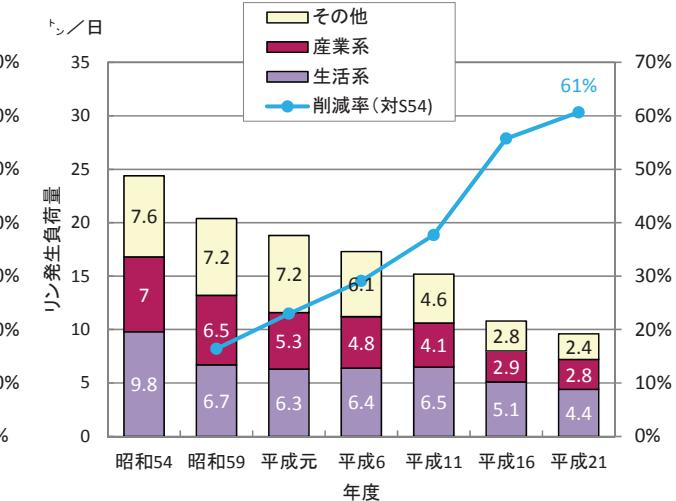
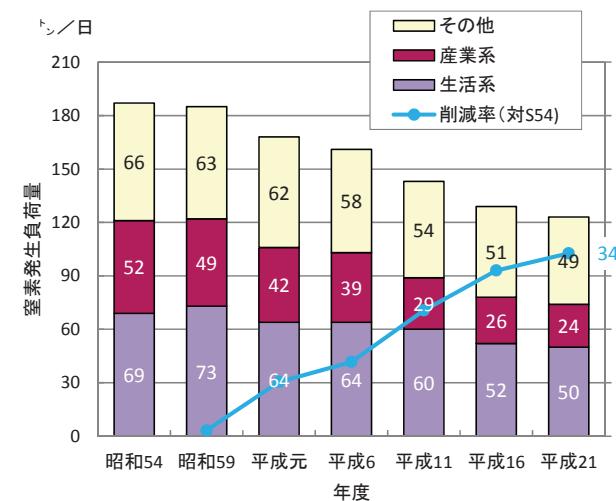


三河湾・伊勢湾における発生源別負荷量（COD）の推移

注 1) 昭和 54 年度～平成 16 年度の棒グラフは、関係都府県のデータの集計
注 2) 平成 21 年度の値は削減目標量

資料：伊勢湾環境データベース
中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所 HP
「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針に関する参考資料（環境省 H18.11）」

窒素・燐の発生負荷量については、窒素 34%、りん 61%（昭和 54 年度～平成 21 年度の実績値）の削減率であり、両者共に削減が進んでいる。



三河湾・伊勢湾における発生源別負荷量（窒素・りん）の推移

注 1) 昭和 54 年度～平成 16 年度の棒グラフは、関係都府県のデータの集計
注 2) 平成 21 年度の値は削減目標量

資料：伊勢湾環境データベース 中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所 HP
「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針に関する参考資料（環境省 H18.11）」

生活排水処理率の状況

区域	公共 下水道	農業集落 排水施設	漁業集落 排水施設	コミュニティ プラント	特定地域生活 排水処理施設	合併処理 浄化槽	計
愛知県	57.3%	1.8%	0.1%	0.7%	0.4%	10.2%	69.9%
三重県	28.8%	3.3%	0.2%	0.3%	0.2%	24.4%	57.2%

資料：愛知県－平成 13 年度末の汚濁処理施設整備状況（H14）
三重県－三重県 HP（H13 年度末データ）

三河湾・伊勢湾の水質汚濁を低減するために、沿岸域では生活排水の適切な処理を目指した取り組みとして、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備が進められている。

愛知県においては「愛知県生活排水対策推進要綱（昭和 55 年）」の策定を皮切りに、「全県域汚水適正処理構想（平成 8 年策定・9 年改正）」により効率的・計画的な整備を推進している。

三重県においても、「全県域下水道化構想（平成 4 年）」を全面的に見直し、「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム・平成 9 年）」において計画年度と整備水準を公開し、整備を進めている。



資料：生活排水処理施設整備計画
(三重県)



生活排水処理の概念図

資料：生活排水処理施設整備計画
(三重県)

工業・事業場からの排水については、水質汚濁防止法により全国一律の基準が定められていて、さらに愛知県・三重県共に上乗せ排水基準（両県共に昭和 47 年）を制定した。また、「総量規制基準（現在第 5 次）」「小規模事業場等排水対策指導要領」「伊勢湾富栄養化対策指導指針」「県民の生活環境の保全に関する条例（平成 15 年）」「三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年）」等により、法による規制を補完している。

変更記載内容（案）

生活排水処理率の状況

区域	公共 下水道	集落排水施設等	コミュニティ プラント	浄化槽	計
愛知県	74.7%	2.2%	0.1%	10.5%	87.6%
三重県	49.6%	5.0%	0.2%	26.0%	80.8%

資料：愛知県－愛知県下水道課 HP（平成 25 年度末データ）
三重県－三重県 HP（平成 25 年度末データ）

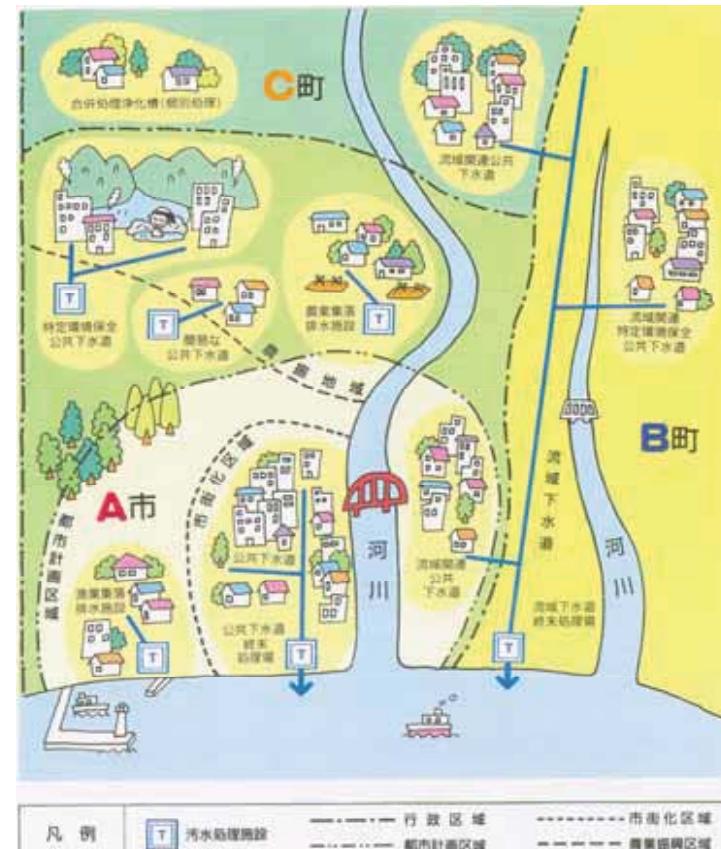


合併処理浄化槽
資料：生活排水処理施設整備計画
(三重県)

三河湾・伊勢湾の水質汚濁を低減するために、沿岸域では生活排水の適切な処理を目指した取り組みとして、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備が進められている。

愛知県においては「愛知県生活排水対策推進要綱（昭和 55 年）」の策定を皮切りに、「全県域汚水適正処理構想（平成 8 年策定・平成 15 年第 1 回見直し、平成 24 年 第 2 回見直し）」により、効率的・計画的な計画を推進している。

三重県においても、「全県域下水道化構想（平成 4 年）」を全面的に見直し、「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム・平成 9 年）」において計画年度と整備水準を公開し、整備を進めている。

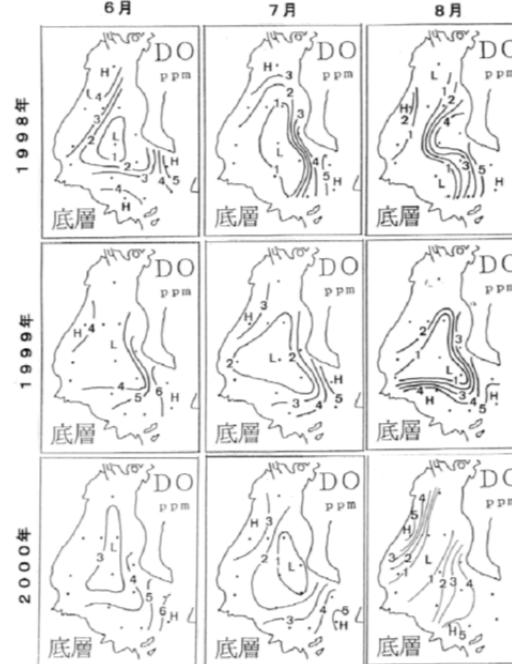


生活排水処理の概念図

資料：生活排水処理施設整備計画
(三重県)

工業・事業場からの排水については、水質汚濁防止法により全国一律の基準が定められていて、さらに愛知県・三重県共に上乗せ排水基準（両県共に昭和 47 年）を制定した。また、「総量規制基準（平成 26 年度現在、第 7 次）」「小規模事業場等排水対策指導要領」「伊勢湾富栄養化対策指導指針」「県民の生活環境の保全に関する条例（平成 15 年）」「三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年）」等により、法による規制を補完している。

現行基本計画記載内容



底層 DO の推移

資料：三重県科学技術振興センター

4. 貧酸素水塊の形成

伊勢湾の西側から中央部にかけては流動が弱いために有機物が堆積しやすく、また、上下層の水温や塩分の違いによる2層構造が形成されると上層からの酸素が供給されにくく、有機物の分解時に酸素が消費されることなどから貧酸素水塊が形成されやすいと推測される。

三河湾・伊勢湾では例年6月頃から11月頃にかけて、貧酸素水塊が発生し、青潮（苦潮）発生の原因となっている。



三河湾（蒲郡地先）に発生した青潮（苦潮）

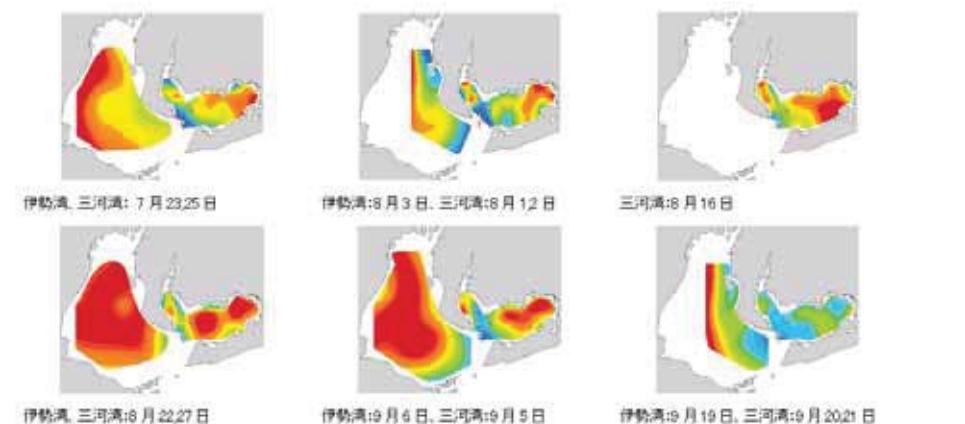
資料：愛知県水産試験場 HP

変更記載内容（案）

4. 貧酸素水塊の形成

伊勢湾の西側から中央部にかけては流動が弱いために有機物が堆積しやすく、また、上下層の水温や塩分の違いによる2層構造が形成されると上層からの酸素が供給されにくく、有機物の分解時に酸素が消費されることなどから貧酸素水塊が形成されやすいと推測される。

貧酸素水塊が発生している初夏から秋季に成層が発生し、そこへ強い離岸風が吹くと、底層付近における貧酸素水塊が浅海域に湧昇するため、苦潮となって景観の悪化や漁業被害、浅海域に生息する海域生物に致命的な影響を及ぼす場合がある。近年の苦潮発生件数では2011年が4件、2012年が2件と発生件数が少ないものの、年間5~10回程度確認されている年が多い。



三河湾（蒲郡地先）に発生した青潮（苦潮）

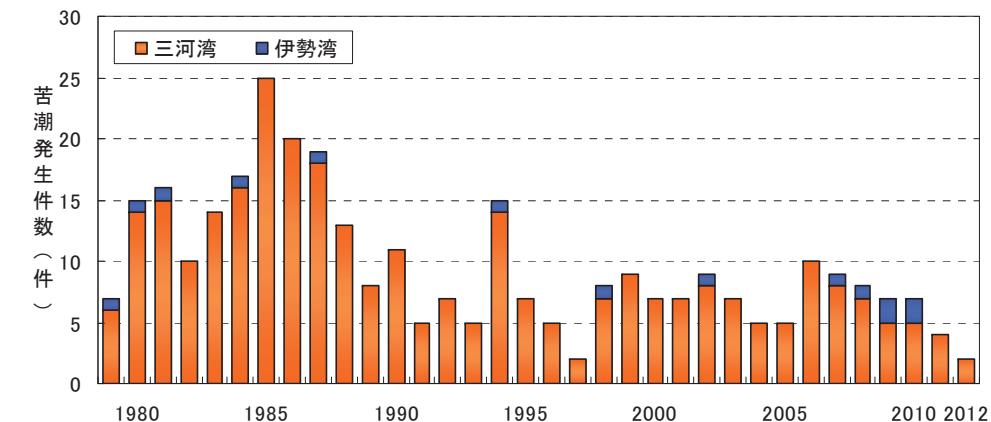
資料：愛知県水産試験場 HP



出典：愛知県水産試験場：伊勢・三河湾貧酸素情報、124-1-15号、2012

図の出典：伊勢湾再生行動計画（第1回見直し版） 平成25年3月 伊勢湾再生推進会議

貧酸素水塊の分布（2012年 7月～9月）

図の出典：伊勢湾再生行動計画（第1回見直し版） 平成25年3月 伊勢湾再生推進会議
苦潮発生状況の経年変化

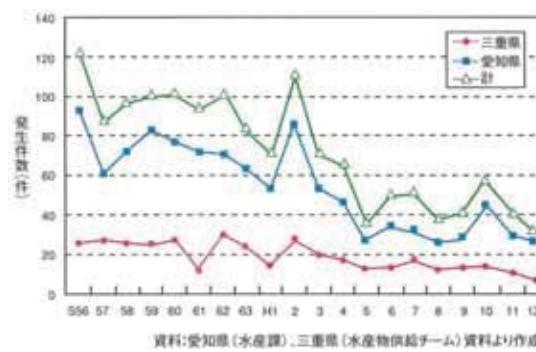
現行基本計画記載内容

5. 赤潮の発生

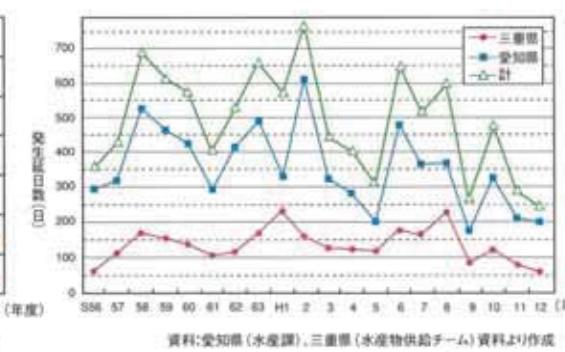
三河湾・伊勢湾においては、富栄養化の原因物質である窒素及びりんの流入により植物プランクトンが増殖する二次的な汚濁もあり、赤潮が周年に渡り発生する。発生件数は減少傾向にあるものの、発生延べ日数は減少傾向とは言えない。

伊勢湾においては、木曽三川等から流入する負荷が湾奥部に存在する還流や名古屋港付近の流れの停滞によって湾奥部に留まることが原因である。

三河湾・伊勢湾の赤潮発生件数



三河湾・伊勢湾の赤潮発生延日数



三河湾・伊勢湾内の赤潮発生件数と延日数の推移



赤潮の状況（伊勢湾内）

資料：伊勢湾マップ（伊勢湾総合対策協議会）



赤潮の状況（三河湾内）

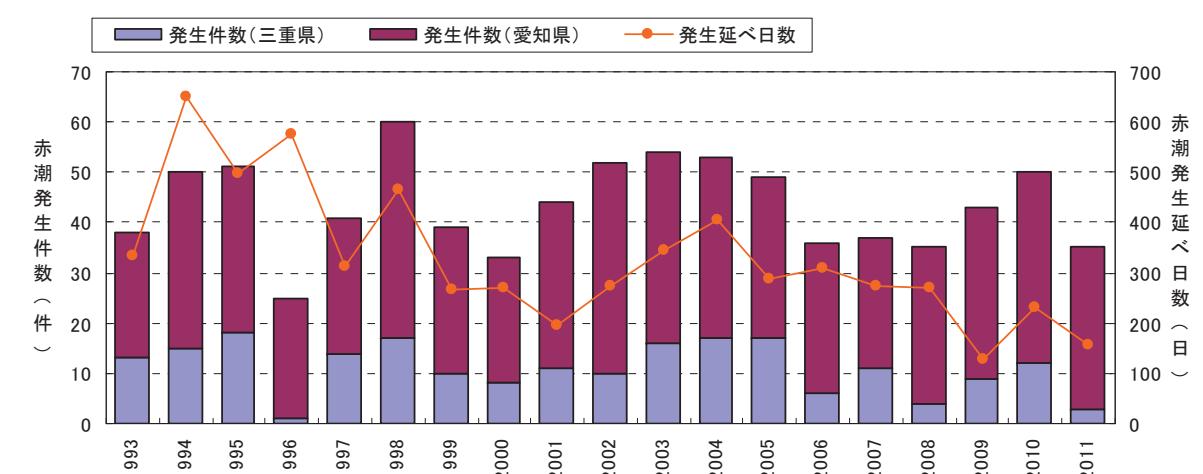
変更記載内容（案）

5. 赤潮の発生

三河湾・伊勢湾においては、富栄養化の原因物質である窒素及びりんの流入により植物プランクトンが増殖する二次的な汚濁もあり、赤潮が周年に渡り発生する。発生件数は減少傾向にあるものの、発生延べ日数は減少傾向とは言えない。

伊勢湾においては、木曽三川等から流入する負荷が湾奥部に存在する還流や名古屋港付近の流れの停滞によって湾奥部に留まることが原因である。

1980年（昭和55年）頃から愛知県及び三重県によって実施されている赤潮等の観測によると、伊勢湾では毎年富栄養化が原因と思われる赤潮が確認されており、近年でも年間35～50件程度確認されている。また、伊勢湾（狭義）に比べて三河湾で赤潮の発生件数が多くなっている傾向にある。



※観測体制が変更された1993年以降を記載
図の出典：伊勢湾再生行動計画（第1回見直し版） 平成25年3月 伊勢湾再生推進会議



赤潮の状況（伊勢湾内）



赤潮の状況（三河湾内）

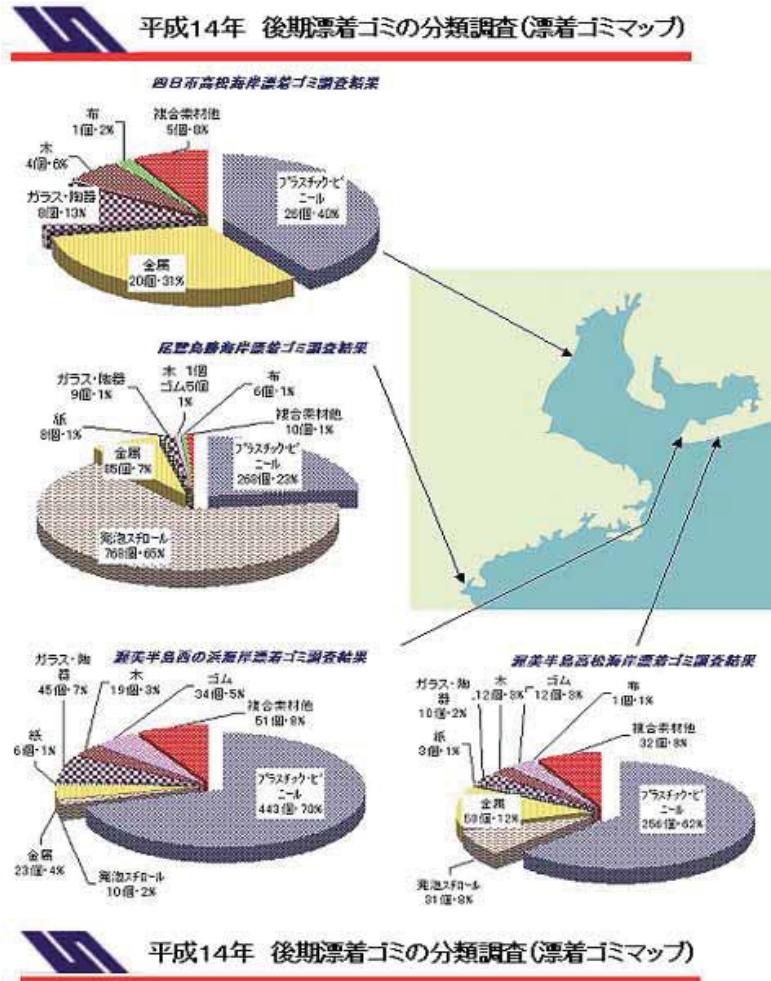
現行基本計画記載内容

2-2-4 海岸との共生

現在沿岸域では地域住民・民間団体等により、海岸清掃をはじめとした保全活動が積極的に行われている。流木・ゴミ等の漂着物や油流出事故等から沿岸域の環境を守るために行政と地域住民・民間団体との協力が不可欠である。

1. 海岸への漂着物

三河湾、伊勢湾沿岸の海岸には、海洋投棄されたゴミや河川からの流木が海岸への漂着物となって堆積し、防護機能、海岸環境、海岸利用を阻害することがある。



漂着ゴミ分類調査結果
資料：第四管区海上保安本部

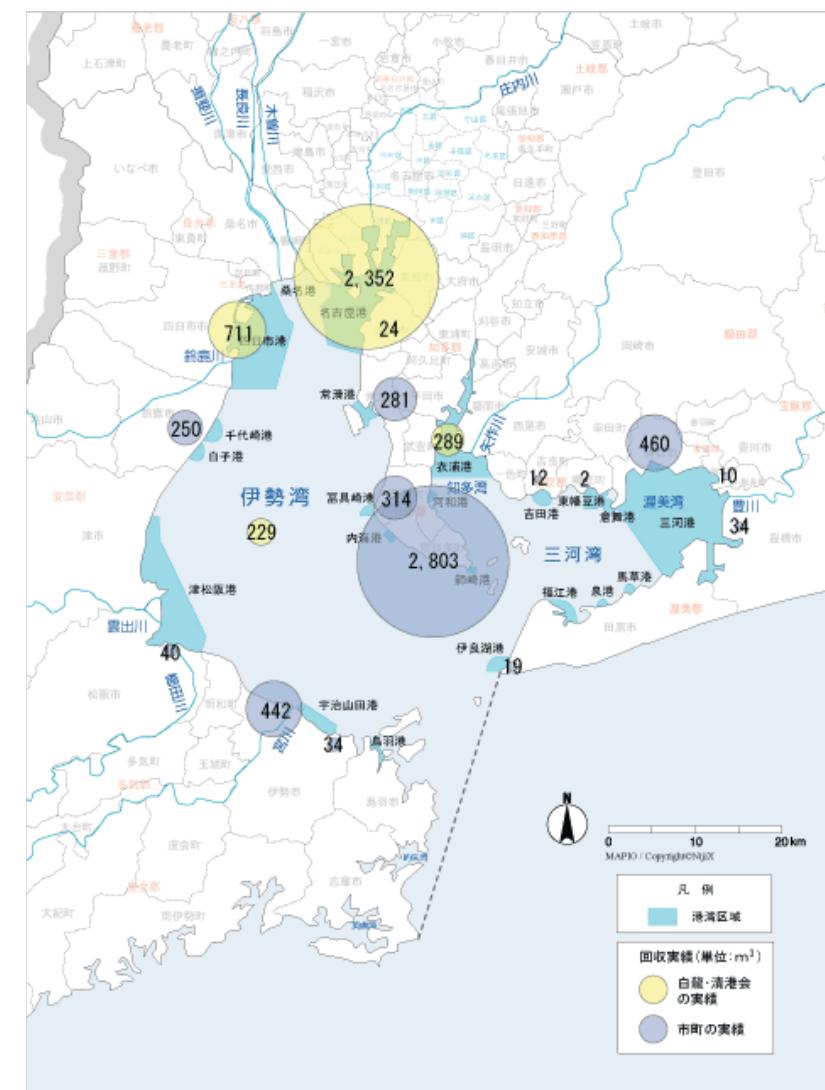
変更記載内容（案）

2-2-4 海岸との共生

現在沿岸域では地域住民・民間団体等により、海岸清掃をはじめとした保全活動が積極的に行われている。流木・ゴミ等の漂着物や油流出事故等から沿岸域の環境を守るために行政と地域住民・民間団体との協力が不可欠である。

1. 海岸への漂着物

三河湾、伊勢湾沿岸の海岸には、海洋投棄されたゴミや河川からの流木が海岸への漂着物となって堆積し、防護機能、海岸環境、海岸利用を阻害することがある。



調査年：平成16年



資料：伊勢湾環境データベース
中部地方整備局
名古屋港湾空港技術調査事務所
HP

現行基本計画記載内容

2. 地域住民・民間団体による保全活動

沿岸域の各地区海岸では、自治会や小・中学校、自然保護団体等により海岸清掃等が精力的に行われている。



海岸の清掃活動（愛知県）



海岸の清掃活動（三重県伊勢市）

さらに、三重県では、「河川と海の流木等ゴミ対策連絡調整会議」を設置し、海岸におけるゴミ対策を行っている。また、近年、自治会や小・中学校、自然保護団体等により海岸清掃や松の植樹、アカウミガメの保護等が各地で行われており、沿岸市町では、海岸のゴミ清掃・回収や車両進入禁止看板の設置などを行っている。

3. 海上事故（油流出等）への対応

油流出事故（平成 14 年 7 月・津松阪港）
資料：第四管区海上保安本部油の回収作業（平成 9 年「ナホトカ」号事故時）
資料：福井県 HP

4. 関連計画・法規制

沿岸域の環境をまもり、共生していく為に様々な関連計画・法による規制が整備されている。

■ 愛知県環境基本計画

昨今の社会情勢の変化や環境の状況の変化、環境政策の多様化に的確に対応し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の形成を着実に推進するため、現行の環境基本計画（平成 9 年 8 月策定）を全面的に見直し、21 世紀初頭における環境保全施策の方向を示す羅針盤として策定された新たな環境基本計画。

■ あいちアジェンダ 21

愛知県において地球環境保全に計画的・総合的に取り組むため、県民、事業者、行政の行動指針として、平成 6 年 12 月に策定したもの。

変更記載内容（案）

2. 地域住民・民間団体による保全活動

沿岸域の各地区海岸では、自治会や小・中学校、自然保護団体等により海岸清掃等が精力的に行われている。



海岸の清掃活動（愛知県南知多町）

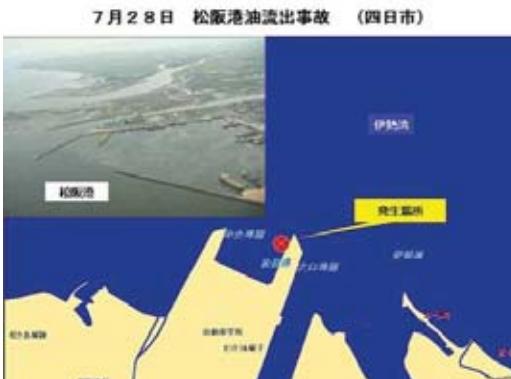
出典：南知多町教育ネットワーク HP



海岸の清掃活動（三重県伊勢市）

さらに、三重県では、「河川と海の流木等ゴミ対策連絡調整会議」を設置し、海岸におけるゴミ対策を行っている。また、近年、自治会や小・中学校、自然保護団体等により海岸清掃や松の植樹、アカウミガメの保護等が各地で行われており、沿岸市町では、海岸のゴミ清掃・回収や車両進入禁止看板の設置などを行っている。

3. 海上事故（油流出等）への対応

油流出事故（平成 14 年 7 月・津松阪港）
資料：第四管区海上保安本部油の回収作業（平成 9 年「ナホトカ」号事故時）
資料：福井県 HP

4. 関連計画・法規制

沿岸域の環境をまもり、共生していく為に様々な関連計画・法による規制が整備されている。

■ 愛知県環境基本計画

昨今の社会情勢の変化や環境の状況の変化、環境政策の多様化に的確に対応し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の形成を着実に推進するため、平成 9 年に環境基本計画を策定した。その後、おおむね 5 年毎に改訂を行っている。

持続可能な社会の形成に向けた取組を一層進めるため、平成 26 年 5 月に第 4 次愛知県環境基本計画を策定した。

■ あいちアジェンダ 21

愛知県において地球環境保全に計画的・総合的に取り組むため、県民、事業者、行政の行動指針として、平成 6 年 12 月に策定したもの。

現行基本計画記載内容

基本理念として、「あいち環境共生社会」—健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展する社会—をめざすこととしている。また、21世紀にむけ環境と共生する社会をめざすにあたって、重点的に取り組んでいくべき6つの課題について、現状と課題、取組の基本方針を示すとともに、県民、事業者、行政の各主体ごとに、21項目の地球環境保全をすすめるための具体的な行動指針を提示している。

■ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛知県）

水質汚濁防止法に基づき、伊勢湾に流入する水の汚濁負荷量の総量の削減に監視、必要な各種施策を定めた計画。

■ 第4次愛知県緑化基本計画

愛知県には、公園や街路樹などの都市の緑、農地や里山などの近郊の緑、森林などの山間の緑といった様々な形態や特性をもった緑が存在し、大都市圏の中心県でありながらも、比較的緑に恵まれた環境にある。より豊かな愛知の実現を目指すため、これらの緑を県土を育む大きな潜在力として緑の量だけでなく質を高める等、緑化の推進を図るための基本計画。

■ 三重県環境基本計画

三重県の環境保全に関する取組みの基本的な方向を示すマスタープランとして位置付けられるもの。三重県が主体となって施策を展開し、また自らが率先して環境の保全に努めることを明らかにした行政計画である。それと同時に、事業活動や日常生活を通じて環境に負荷を与え、今日の環境問題と深く関わっている県民、事業者や市町村を計画の推進主体として位置付け、各主体に期待される役割と環境を保全するために実践すべき取組みの方向を示している。

また、行政と事業者、行政と県民、あるいは行政内部でも国、県、市町村といった異なる主体間の連携の重要性を明らかにし、主体間の連携の促進を図っている。

■ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（三重県）

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の3の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2号ハに掲げる区域について、平成13年12月11日に、これまでの化学的酸素要求量に新たに窒素含有量及びりん含有量を加えて定められた「総量削減基本方針（伊勢湾）」の削減目標量を達成するため、必要な事項を定めた。

変更記載内容（案）

基本理念として、「あいち環境共生社会」—健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展する社会—をめざすこととしている。また、21世紀にむけ環境と共生する社会をめざすにあたって、重点的に取り組んでいくべき6つの課題について、現状と課題、取組の基本方針を示すとともに、県民、事業者、行政の各主体ごとに、21項目の地球環境保全をすすめるための具体的な行動指針を提示している。

■ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛知県）

水質汚濁防止法に基づき、伊勢湾に流入する水の汚濁負荷量の総量の削減に監視、必要な各種施策を定めた計画。昭和55年度以降、5年ごとに計画を策定している。平成24年2月に第7次の総量削減計画を策定するとともに、一定規模以上の事業場に対する総量規制基準を告示した。

■ 第5次愛知県緑化基本計画

愛知県には、公園や街路樹などの都市の緑、農地や里山などの近郊の緑、森林などの山間の緑といった様々な形態や特性をもった緑が存在し、大都市圏の中心県でありながらも、比較的緑に恵まれた環境にある。より豊かな愛知の実現を目指すため、これらの緑を県土を育む大きな潜在力として緑の量だけでなく質を高める等、緑化の推進を図るための基本計画。平成23年6月策定。

■ 愛知県海岸漂着物対策推進地域計画

海岸漂着物処理推進法に基づき、本県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、重点区域や関係者の役割分担及び相互協力、海岸漂着物対策の実施にあたって配慮すべき事項を定めた計画。平成23年8月策定。

■ あいち水循環再生基本構想

健全な水循環の再生を図り「人と水との豊かなかかわり」を実現するための具体的な方途を示した構想。平成19年1月策定。

■ あいちビジョン2020

平成26年3月策定。中長期的な観点から愛知の進むべき方向性を明らかにすべく、リニア開業後の2030年を念頭にめざすべき大都市圏像を明らかにするとともに、その実現に向けた戦略をしめしたもの。

■ 三重県環境基本計画

三重県の環境保全に関する取組みの基本的な方向を示すマスタープランとして位置付けられるもの。三重県が主体となって施策を展開し、また自らが率先して環境の保全に努めることを明らかにした行政計画である。それと同時に、事業活動や日常生活を通じて環境に負荷を与え、今日の環境問題と深く関わっている県民、事業者や市町村を計画の推進主体として位置付け、各主体に期待される役割と環境を保全するために実践すべき取組みの方向を示している。

また、行政と事業者、行政と県民、あるいは行政内部でも国、県、市町村といった異なる主体間の連携の重要性を明らかにし、主体間の連携の促進を図っている。

■ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（三重県）

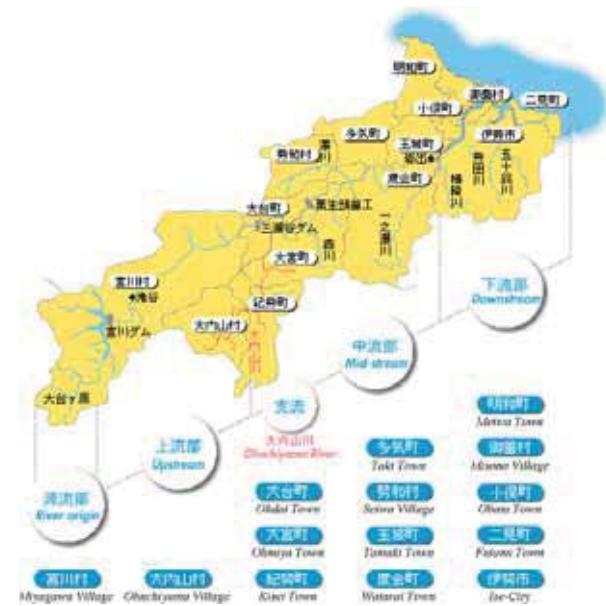
水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の3の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2号ハに掲げる区域について、平成13年12月11日に、これまでの化学的酸素要求量に新たに窒素含有量及びりん含有量を加えて定められた「総量削減基本方針（伊勢湾）」の削減目標量を達成するため、必要な事項を定めた。

現行基本計画記載内容

■ 宮川流域ルネッサンス事業基本計画

三重県では、流域圏づくりのモデル事業として、宮川流域の川を中心とした面的な広がりを対象として、山から海までを一体としてとらえた総合行政を「宮川流域ルネッサンス事業」と称して平成9年度から始めた。「豊かな自然の保全・再生」「健全な水環境の構築」「魅力ある流域づくり」を方向性として、目指すべき宮川流域の将来像を実現するために施策を進めていく。

宮川流域マップ
資料：宮川流域ルネッサンス HP



変更記載内容（案）

■ 宮川流域ルネッサンス事業基本計画

三重県では、流域圏づくりのモデル事業として、宮川流域の川を中心とした面的な広がりを対象として、山から海までを一体としてとらえた総合行政を「宮川流域ルネッサンス事業」と称して平成9年度から始めた。「豊かな自然の保全・再生」「健全な水環境の構築」「魅力ある流域づくり」を方向性として、目指すべき宮川流域の将来像を実現するために施策を進めていく。

宮川流域マップ
資料：宮川流域ルネッサンス HP

**■ 伊勢湾再生行動計画**

2006年（平成18年）2月2日に関係省庁及び関係地方公共団体等が「伊勢湾再生推進会議（事務局：国土交通省中部地方整備局）」を設立し、伊勢湾再生のための行動計画の策定及びフォローアップに取り組んでいる。

伊勢湾再生行動計画は、伊勢湾再生の目標（伊勢湾のあるべき姿の実現）を掲げ、これを実現するための基本方針を定め、伊勢湾流域圏の産官学と沿岸域及び流域の人々、NPO等の多様な主体が協働・連携を図りつつ、今後10年間を対象期間とし、この目標の達成へ向けた仕組みの構築と取り組みを推進することを目的としている。

この計画では、三重県大王崎と愛知県伊良湖岬を結ぶ北側の海域を「伊勢湾」の範囲として定義している。

■ 三河湾流域圏再生行動計画

三河湾流域圏の自然的・社会的特徴を最大限に生かし、森・川・海とのふれあいへの志向に応え、人と森・川・海との関わりを含めた目標を掲げ、この目標の達成に向けた取り組みを推進することを目的としている。

計画は、国、愛知県、岐阜県等を中心とする行政機関にて組織された三河湾流域圏検討会に、産・官・学・民の代表者を加えた「三河湾流域圏会議」により策定されている。

この計画では、三河湾に接している地域、三河湾にそそぐ河川の流域及びその河川の利水地域、下水道処理水が三河湾に注いでいる地域及び三河湾における森・川・海までの水・物質循環系の圏域（愛知、岐阜、長野、静岡県内）を三河湾流域圏として定義している。

2-3 利用面から見た現況と課題

2-3-1 多様な産業活動

三河湾・伊勢湾沿岸域は、日本有数の工業地域を擁していることもあり、港湾活動が盛んな地域である。
また、古来より魚介類の宝庫として知られ、現在でも多くの魚種において全国有数の产地であり、沿岸域を中心に特色ある水産業が営まれている。

1. 沿岸域の産業（農業・工業・商業）

愛知県沿岸域の産業

	農業租生産額（千万円）			工業製品出荷額（百万円）			商業年間販売額（百万円）			
	1998年	1999年	伸び率	1996年	1997年	1998年	伸び率	1998年	1999年	伸び率
愛知県	36,371	35,060	-3.6	35,234,563	36,659,521	34,948,272	-4.7	58,859,151	52,513,227	-10.8
沿岸域計	21,695	20,609	-5	14,519,075	14,998,364	14,010,610	-6.6	49,319,780	43,546,127	-11.7

※沿岸域計：沿岸市町村の合計を表す

(資料：民力 2001)

愛知県では、沿岸域への商業・工業分野の集中が著しい。特に大規模な港湾を擁する名古屋市・豊橋市や刈谷市・半田市への工業・商業の集中が顕著である。

三重県沿岸域の産業

	農業租生産額（千万円）			製造品出荷額（百万円）			商業年間販売額（百万円）			
	1998年	1999年	伸び率	1998年	1999年	2000年	伸び率	1998年	1999年	伸び率
三重県	14,428	14,129	-2.1	7,678,925	7,669,154	8,088,893	5.2	4,457,164	4,428,882	-0.6
沿岸域計	6,494	6,332	-2.6	4,893,465	4,743,612	4,981,216	4.8	3,407,746	3,411,337	0.1

※沿岸域計：沿岸市町村の合計を表す

(資料：三重県統計書等)

三重県では、伊勢湾沿岸域の市町村への工業・商業分野の集中が著しく、特に大規模な港湾を擁する四日市市や津市・鈴鹿市への集中がみられる。

2. 沿岸域の漁業

漁港は、その利用範囲により第1種から第4種に区分されており、下表に示すように、愛知県内の漁港の約9割が三河湾・伊勢湾沿岸域に位置している。三重県においては、県内の漁港の約3割が伊勢湾に面して点在している。

三河湾・伊勢湾の漁港

	愛知県		三重県	
	漁港数	漁港名	漁港数	漁港名
第3種	3(3)	豊浜、形原、三谷	0(3)	---
第2種	13(13)	師崎、篠島、大浜、一色、西幡豆、知柄、福江 [鬼崎、苅谷、大井、日間賀、佐久島、栄生]	6(23)	[磯津、鈴鹿、白子、獣師、大淀、豊北]
第1種	15(17)	[大野、小鈴谷、上野間、山海、豊浜、河和、鷺川、寺津、味沢、衣崎、宮崎、御馬、姫島、宇津江、伊川津]	11(44)	[伊曾島、川越、楠、若松、河芸、白塚、香良洲、松ヶ崎、下御糸、村松、江]
第4種	0(1)	---	0(3)	---

※（）内は県全数、〔〕は市町管理

愛知県建設部港湾課HP、三重県農林水産商工部HP

変更記載内容（案）

2-3 利用面から見た現況と課題

2-3-1 多様な産業活動

三河湾・伊勢湾沿岸域は、日本有数の工業地域を擁していることもあり、港湾活動が盛んな地域である。
また、古来より魚介類の宝庫として知られ、現在でも多くの魚種において全国有数の产地であり、沿岸域を中心に特色ある水産業が営まれている。

1. 沿岸域の産業（農業・工業・商業）

愛知県沿岸域の産業

	農業租生産額（千万円）			工業製品出荷額（百万円）			商業年間販売額（百万円）			
	1998年	1999年	伸び率	1996年	1997年	1998年	伸び率	1998年	1999年	伸び率
愛知県	36,371	35,060	-3.6	35,234,563	36,659,521	34,948,272	-4.7	58,859,151	52,513,227	-10.8
沿岸域計	21,695	20,609	-5	14,519,075	14,998,364	14,010,610	-6.6	49,319,780	43,546,127	-11.7

※沿岸域計：沿岸市町村の合計を表す

(資料：民力 2001)

愛知県では、沿岸域への商業・工業分野の集中が著しい。特に大規模な港湾を擁する名古屋市・豊橋市や刈谷市・半田市への工業・商業の集中が顕著である。

三重県沿岸域の産業

	農業租生産額（千万円）			製造品出荷額（百万円）			商業年間販売額（百万円）			
	1998年	1999年	伸び率	1998年	1999年	2000年	伸び率	1998年	1999年	伸び率
三重県	14,428	14,129	-2.1	7,678,925	7,669,154	8,088,893	5.2	4,457,164	4,428,882	-0.6
沿岸域計	6,494	6,332	-2.6	4,893,465	4,743,612	4,981,216	4.8	3,407,746	3,411,337	0.1

※沿岸域計：沿岸市町村の合計を表す

(資料：三重県統計書等)

三重県では、伊勢湾沿岸域の市町村への工業・商業分野の集中が著しく、特に大規模な港湾を擁する四日市市や津市・鈴鹿市への集中がみられる。

2. 沿岸域の漁業

漁港は、その利用範囲により第1種から第4種に区分されており、下表に示すように、愛知県内の漁港の約9割が三河湾・伊勢湾沿岸域に位置している。三重県においては、県内の漁港の約3割が伊勢湾に面して点在している。

三河湾・伊勢湾の漁港

	愛知県		三重県	
	漁港数	漁港名	漁港数	漁港名
第4種	0(1)	---	0(3)	---
第3種	3(3)	豊浜、形原、三谷	0(3)	---
第2種	13(13)	師崎、篠島、大浜、一色、西幡豆、知柄、福江 [鬼崎、苅谷、大井、日間賀、佐久島、栄生]	6(23)	[磯津、鈴鹿、白子、獣師、大淀、豊北]
第1種	15(17)	[大野、小鈴谷、上野間、山海、豊浜、河和、鷺川、寺津、味沢、衣崎、宮崎、御馬、姫島、宇津江、伊川津]	11(44)	[伊曾島、川越、楠、若松、河芸、白塚、香良洲、松ヶ崎、下御糸、村松、江]
計	31(34)		17(73)	

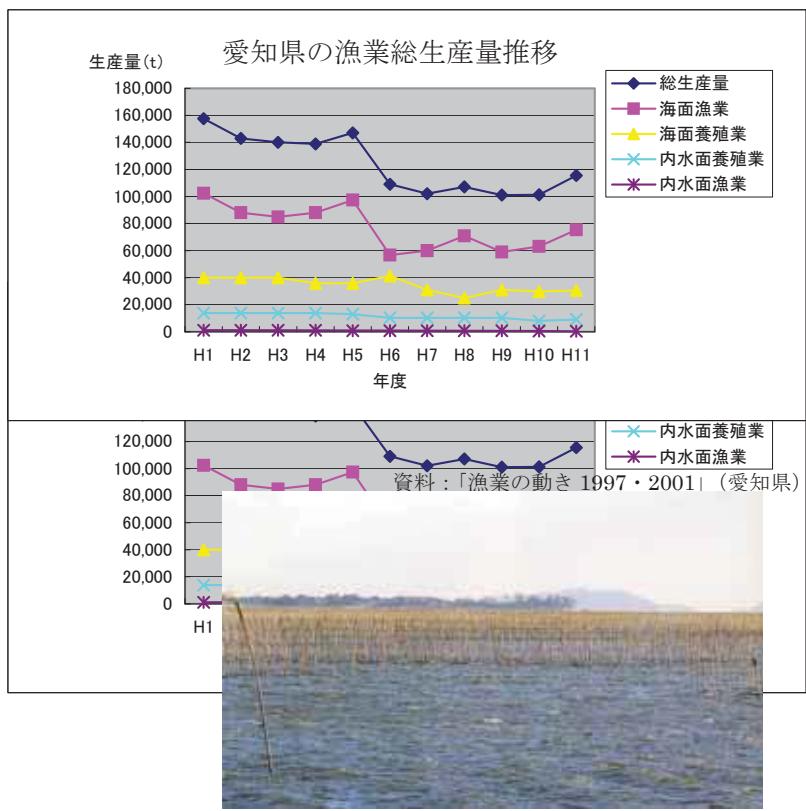
※（）内は県全数、〔〕は市町管理

愛知県建設部港湾課HP、三重県農林水産商工部HP

現行基本計画記載内容

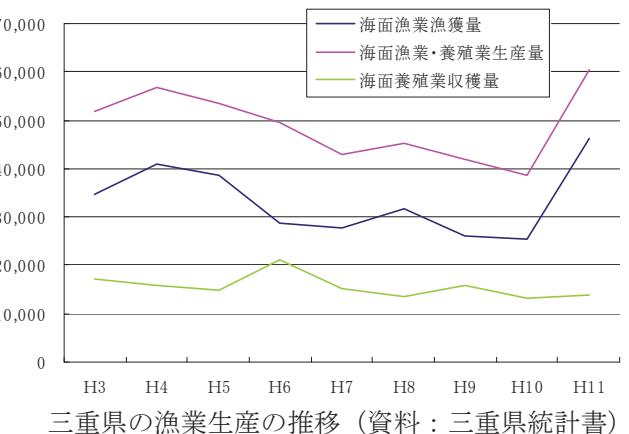
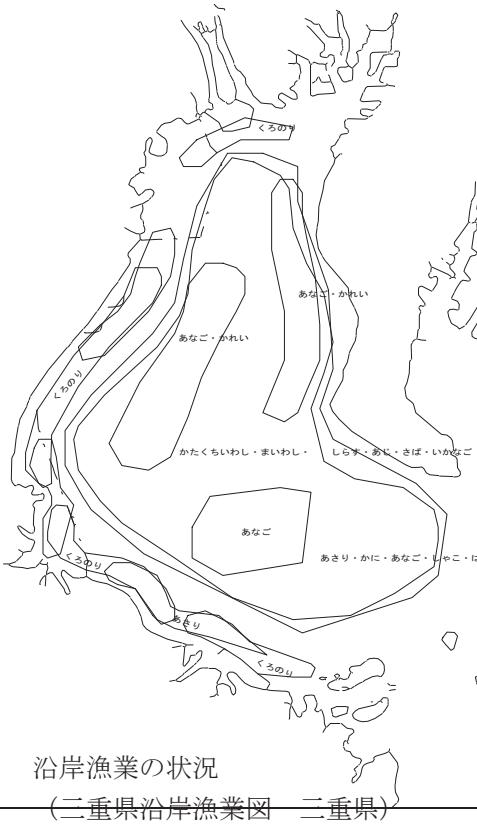
愛知県の海面漁業は、伊勢湾、三河湾、渥美外海を主な漁場とする漁船漁業と、沿岸部におけるのり養殖を主体としている。知多・海部地区では、知多半島西浜にのり養殖経営体が多く、全県の60.8%を占める。

漁船漁業は南知多町が中心となっており、特に釣りでは全県の86.0%、ひき回し船びき網では77.1%の経営体が南知多町に集中している。西三河地区では、一色町、吉良町、西尾市などにのり養殖、一色町を中心として小型底びき網、採貝の経営体が多い。東三河では、のり養殖業は比較的少なく、採貝の経営体が渥美町に多く、小型底びき網の経営体が蒲郡市に多い。



三重県の水産業は内海の伊勢湾海区、リアス式海岸の志摩度会海区、黒潮の流れに面した熊野灘海区と、それぞれ性格の異なる海区において、その特長を生かした多様な漁業が営まれている。その中でも、伊勢湾沿岸は比較的なだらかな沿岸線であり、砂浜域が多く広がり遠浅になっていることから黒海苔養殖業が広く営まれており、年間5億枚、50億円近くを生産している。

また海面漁業は、アサリ、シジミ、ハマグリなど採貝漁業やアナゴ、シャコエビ、カレイなど底魚類を対象とする小型機船底引き網漁業やイワシ、イカナゴなど浮遊魚を対象とする機船曳網漁業・バッチ網漁業が営まれており県下の漁船漁業生産量の16.5%を占めている。しかし伊勢湾は閉鎖性のすり鉢状内湾であって、夏季には貧酸素水塊が恒常に発生し漁獲量の減少が続いていることから、海の環境に対する負荷の減少や底質改善を行うと共に資源を管理しながらの継続的な漁業活動をしていく必要がある。



変更記載内容(案)

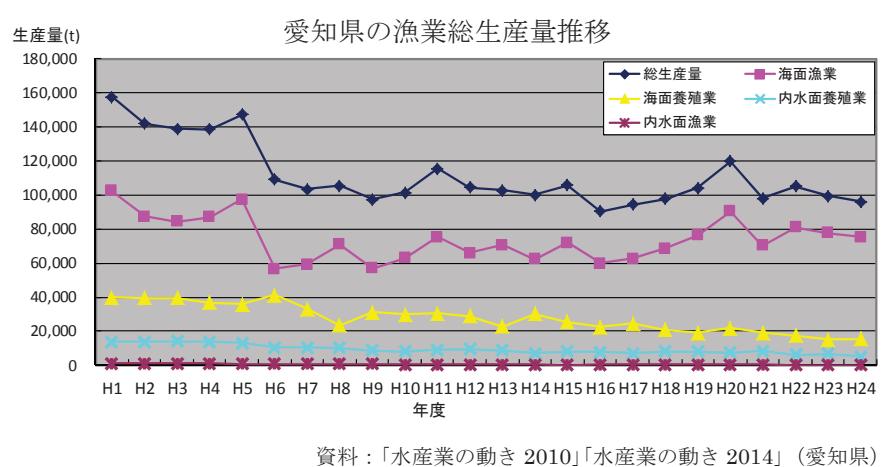
愛知県の海面漁業は、伊勢湾、三河湾、渥美外海を主な漁場とする漁船漁業と、沿岸部におけるのり養殖を主体としている。知多半島にのり養殖経営体が多く、全県の65%を占める。

漁船漁業は南知多町が中心となっており、特にひき回し船びき網では79%の経営体が南知多町に集中している。

西三河地区では、西尾市周辺でのり養殖、一色町を中心として小型底びき網、採貝の経営体が多い。

東三河では、のり養殖業は比較的少なく、採貝の経営体が田原市に多い。

資料 漁業センサス平成20年の値



衣崎漁港沖合ののり養殖風景 (支柱柵による養殖の漁場)

三重県の水産業は内海の伊勢湾海区、リアス式海岸の志摩度会海区、黒潮の流れに面した熊野灘海区と、それぞれ性格の異なる海区において、その特長を生かした多様な漁業が営まれている。その中でも、伊勢湾沿岸は比較的なだらかな沿岸線であり、砂浜域が多く広がり遠浅になっていることから黒海苔養殖業が広く営まれており、年間5億枚、50億円近くを生産している。

また海面漁業は、アサリ、シジミ、ハマグリなど採貝漁業やアナゴ、シャコエビ、カレイなど底魚類を対象とする小型機船底引き網漁業やイワシ、イカナゴなど浮遊魚を対象とする機船曳網漁業・バッチ網漁業が営まれており県下の漁船漁業生産量の16.5%を占めている。

しかし伊勢湾は閉鎖性のすり鉢状内湾であって、夏季には貧酸素水塊が恒常に発生し漁獲量の減少が続いていることから、海の環境に対する負荷の減少や底質改善を行うと共に資源を管理しながらの継続的な漁業活動をしていく必要がある。

